



# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 25 年 10 月

千葉県人事委員会



人委給第137号

平成25年10月18日

千葉県議会議長 河上 茂 様  
千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県人事委員会

委員長 清水 新 次

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、  
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙  
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告  
します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 扶養(家族)手当	
	(3) 住居(住宅)手当	
	(4) 特別給	
5	物価及び生計費	6
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告の概要	6
7	結 び	7
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
	(3) 教員給与の見直し	
	(4) 今後の給与制度の在り方	
	(5) 給与改定実施の要請	

別紙第2	勧告	11
------	----	----

### 別紙第3 公務運営に関する報告

1	雇用と年金の接続	47
	(1) 雇用と年金の確実な接続のための取組	
	(2) 再任用職員の給与	
2	能力・実績に基づく人事管理	48
3	多様で有為な人材の確保	48
	(1) 人材の確保	
	(2) 就職活動時期の見直しへの対応	
4	勤務環境の整備	49
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 両立支援の推進	
5	公務員制度改革	51

## 職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきた。この理由として、職員も勤労者であり、その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること、また、職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから、労使交渉等によってその時々  
の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した「平成25年人事統計に関する報告」によると、在職者は57,571人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,094人であって、その平均年齢は42.6歳であり、男女別構成は男62.3%、女37.7%、学歴別構成は大学卒51.6%、短大卒12.3%、高校卒36.0%、中学卒0.1%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において387,991円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は404,014円となる。

なお、本年7月から平成26年3月までの間、教員、警察官、医師等を含めた職員全体について、特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成25年千葉県条例第29号）による給与減額支給措置（以下「給与減額支給措置」という。）が実施されており、職員の給料月額については役職段階に応じ最大9.77%、管理職手当については一律10%、期末手当・勤勉手当については一律9.77%、それぞれ減額されている。

（報告資料第1表～第3表）

## 3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した374の事業所について「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額の詳細な調査を行った。

また、各民間企業における給与改定の状況、家族手当、住宅手当及び賞与等の

特別給の支給状況、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も89.0%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

#### 4 職員の給与と民間給与との比較

##### (1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、責任の度合、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均355円（0.09%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第27表）

##### (2) 扶養（家族）手当

民間における家族手当の支給状況についてみると、その支給額は、配偶者と子2人の場合では25,397円であり、職員の扶養手当の現行支給額を下回っている。

（報告資料第13表）

##### (3) 住居（住宅）手当

民間における住宅手当の支給状況を借家・借間居住者に対する手当についてみると、その支給額は職員の住居手当の現行支給額とおおむね均衡している。

（報告資料第14表）

##### (4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の3.96月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（3.95月）とおおむね均衡している。

なお、本年度の期末手当・勤勉手当については、給与減額支給措置により、12月期の支給額が給与条例の定めによる本来の支給額に対して9.77%減額され

ることになる（月数に換算すると年間で3.75月に相当する。）。

（報告資料第15表）

## 5 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.7%減少しており、千葉市では0.6%の減少となっている。

（報告資料第29表）

### (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で153,220円、3人世帯で180,150円、4人世帯で207,070円となった。

（報告資料第28表）

## 6 人事院の報告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等について報告を行った。

本年も昨年に引き続き、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（給与改定・臨時特例法）に基づく給与減額支給措置が実施されている異例の状況の下、勧告の前提となる官民比較については、減額前の一般職の職員の給与に関する法律に定められた給与月額を基礎として行われている。

報告の概要は、月例給については、減額前の国家公務員の給与が民間給与を76円（0.02%）下回っているものの、較差が極めて小さいことから、また、特別給については国家公務員の平均支給月数と民間の支給割合が均衡していることから、いずれも改定を行わないこととしている。

また、地域における公務員給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制等を行うため平成18年度から給与構造改革を実施してきたが、国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきていることから、給与減額支給措置終了後（平成26年4月以降）、給与制度を総合的に見直すこととしている。具体的には、



民間の組織形態の変化への対応、地域間の給与配分の在り方、世代間の給与配分の在り方、職務や勤務実績に応じた給与といった検討課題に対応するため、各職務の級の水準や給与カーブの設定等の俸給表構造の在り方、俸給を補完する諸手当の在り方を含め、検討することとしている。

(報告資料第30表)

## 7 結 び

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与についての報告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について本委員会の見解を述べれば、次のとおりである。

### (1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応するようこれを変更することを基本とし、民間給与との均衡を図ってきたところである。最近の本県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年、平成17年、平成21年～平成23年）又は据置き（平成16年、平成18年、平成20年及び平成24年）が続いている。

次に、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施している一方で、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は8.8%（昨年13.5%）となっており、昨年と比べて減少し、他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%（同0.4%）と横ばいとなっている。また、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は14.6%（昨年23.8%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（5.5%）、残業の規制（4.2%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転（3.3%）となっている。

このような状況において、前記のとおり、4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を355円（0.09%）上回っているものと認められ

た。なお、職員については、本年7月から給与減額支給措置が行われているが、この減額措置は、臨時特例として行われているものであり、また、公務と民間の給与は毎年4月時点で比較し均衡を図ることとしていることから、本年においても4月時点における較差を算出している。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。

以上の状況及び本年の人事院報告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であるとする。

## (2) 本年の給与改定

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり月例給を改定した場合の行政職給料表適用者の改定額(率)は、次のとおりとなる。

改定(月例給)の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	330円 (0.08%)
はね返り分	24円 (0.01%)
計	354円 (0.09%)

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が増減することによる分をいう。

### ア 給料表

行政職給料表について、近年、初任給が民間との間に相当程度の差を生じている状況にあることから、初任給を中心に、若年層に限定して給料月額の改定をする必要がある。また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

### イ 諸手当

前記のとおり、諸手当については、民間とおおむね均衡していることから、改定を行わないこととした。

### ウ 特別給

前記のとおり、特別給については、給与条例の定めによる期末手当・勤勉

手当の年間の支給月数と均衡している。

なお、本年12月期の期末手当・勤勉手当については給与減額支給措置の対象となっているが、この減額措置は、臨時特例として行われているものであることから、給与条例の定めによる年間の支給月数と比較することが適当と判断した。

これらを踏まえ、本年は、特別給の改定を行わないこととした。

### (3) 教員給与の見直し

教員給与に関しては、引き続きメリハリある教員給与体系を実現する観点から、共通給料表導入後の職員の状況、他の都道府県の動向、また教育委員会の意見等も踏まえながら、職務の実態に応じた給与上の措置の見直しなど、職務・職責に応じた適切な処遇について検討を進める必要がある。

### (4) 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については、国及び民間の動向に留意しつつ、中・長期的な視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、昇給制度のある事業所のうち、約7割の事業所において査定昇給制度が存在しており、能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。このような状況を踏まえ、国の人事評価制度における評価結果の給与への活用状況などを参考に、能力・実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに、速やかに取り組んでいく必要がある。

本年の人事院報告では、世代間の給与配分を更に適正化する観点からの俸給表構造の見直しや人事評価の適切な実施と給与への反映といった、給与制度の総合的な見直しを行うこととしている。本県においても、こうした状況を考慮しつつ、今後の給与制度の在り方について検討する必要がある。

なお、昨年も報告したとおり、50歳台後半層における給与水準について、民間との給与差の状況や、昇給制度の見直し・運用の実施状況を見ながら、全体の公民較差や国の動向等を踏まえつつ、必要な対応について引き続き検討を進めることとする。

また、平成24年度から一職1級を基本とした職制の見直しが行われたところであり、期末手当・勤勉手当の役職加算については、国や他の都道府県の状況等を考慮して検討する必要がある。

(5) 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

しかしながら、本年7月から実施されている給与減額支給措置は、これに基づかないものであり、職員にとって大きな影響があることから、給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本委員会の勧告に基づいたあるべき給与水準が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

## 勧 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### **1 改定の内容**

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

### **2 改定の実施時期**

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,200	187,800	224,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	138,300	189,600	226,500	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	139,600	191,400	228,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	140,700	193,200	230,100	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	141,800	194,800	231,700	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	142,900	196,600	233,500	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	144,000	198,400	235,300	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	145,100	200,200	236,900	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	146,200	202,000	238,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	147,700	203,800	240,300	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	149,000	205,500	242,000	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	150,300	207,300	243,800	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	151,600	208,900	245,500	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	153,100	210,800	247,300	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	154,600	212,700	248,900	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	156,300	214,600	250,500	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	157,600	216,500	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	159,100	218,300	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	160,600	220,100	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	162,100	221,900	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	163,500	223,500	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	22	166,300	225,300	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	168,900	227,100	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	171,500	228,900	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	174,200	230,400	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	175,900	232,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	177,600	233,700	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	179,300	235,400	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	180,800	236,800	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	182,600	238,200	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	184,400	239,600	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	186,200	241,000	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	187,800	242,400	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	189,300	243,800	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400		
35	190,800	245,200	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300		
36	192,300	246,800	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200		
37	193,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100		
38	194,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000		
39	196,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900		
40	197,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800		
41	198,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700		
42	200,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800			

43	201,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	202,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	204,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	205,200	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	206,500	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	207,800	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	209,000	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	210,000	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	211,000	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	212,000	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	213,100	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	214,000	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	214,900	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	215,800	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	216,500	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	217,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	218,200	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	219,100	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
61	219,900	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	220,800	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	221,700	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,600	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,300	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,200	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	225,100	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	226,200	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300			
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000			
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700			
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200			
90	242,400	296,200	345,100	386,400				

	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800	388,900						
	95		297,900	347,300	389,500						
	96		298,300	347,800	390,100						
	97		298,500	347,900	390,800						
	98		298,900	348,400							
	99	299,300	348,900								
	100	299,700	349,400								
	101	299,900	349,700								
	102	300,300	350,100								
	103	300,700	350,500								
	104	301,100	350,900								
	105	301,300	351,400								
	106	301,600	351,800								
	107	302,000	352,200								
	108	302,400	352,600								
	109	302,600	353,100								
	110	303,000	353,500								
	111	303,400	353,900								
	112	303,700	354,200								
	113	303,800	354,700								
	114	304,200	355,100								
	115	304,600	355,500								
	116	305,000	355,800								
	117	305,200	356,300								
	118	305,500									
	119	305,800									
	120	306,100									
	121	306,500									
	122	306,800									
	123	307,100									
	124	307,400									
	125	307,800									
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500
任期付職員		146,200	187,800	220,900	255,100	274,200	295,300	328,300	365,100	410,900	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。



## 公 安 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,000	175,700	202,500	242,000	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	161,700	177,500	204,500	243,800	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	163,400	179,300	206,500	245,600	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	165,100	181,100	208,500	247,400	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	166,600	183,100	210,500	249,300	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	168,600	185,400	212,500	251,200	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	170,400	187,700	214,500	253,100	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	172,400	190,000	216,500	255,000	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	174,100	192,200	218,600	256,700	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	175,800	194,900	220,300	258,600	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	177,500	197,400	222,100	260,500	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	179,200	199,900	223,900	262,200	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	181,200	202,300	225,800	263,800	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	183,300	204,100	227,700	265,300	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	185,400	205,900	229,600	266,800	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	187,500	207,700	231,500	268,100	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	189,700	209,600	233,200	269,300	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	192,100	211,500	235,000	271,100	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	194,500	213,400	236,800	272,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	196,900	215,300	238,600	274,500	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	199,400	217,000	240,400	275,900	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	201,200	218,800	241,900	277,600	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	203,000	220,500	243,400	279,300	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	204,800	222,300	244,900	281,000	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	206,700	224,000	246,400	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	208,500	225,700	247,900	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	210,300	227,400	249,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	212,100	229,100	250,900	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
再任 用職 員以 外の 職員	29	214,000	230,700	252,200	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	215,700	232,500	253,400	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	217,500	234,300	254,800	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	219,300	236,100	256,200	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	221,000	237,700	257,300	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	222,700	239,300	258,700	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	224,400	240,900	260,000	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	226,100	242,500	261,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	227,700	244,000	262,600	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	229,500	245,400	264,000	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	231,300	246,800	265,400	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	233,100	248,200	266,700	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	234,700	249,600	268,000	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	236,200	250,800	269,600	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000

43	237,700	252,200	271,200	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
44	239,200	253,600	272,600	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
45	240,700	254,700	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
46	241,900	256,100	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
47	243,100	257,400	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
48	244,300	258,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
49	245,300	260,000	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
50	246,500	261,400	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
51	247,900	262,800	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
52	249,300	264,200	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
53	250,400	265,400	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
54	251,800	266,900	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
55	253,100	268,500	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
56	254,500	269,900	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
57	255,700	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
58	256,900	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
59	258,100	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
60	259,300	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
61	260,500	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
62	261,800	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
63	263,100	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
64	264,400	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500			
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100			
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700			
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200			
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800			
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400			
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000			
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600			
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200			
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800			
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400			
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000			
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900				

91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700
94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300
95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900
96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500
97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100
98	307,700	332,300	359,600	390,900	
99	308,900	333,600	360,700	391,500	
100	310,100	334,900	361,900	392,100	
101	311,300	336,300	363,100	392,500	
102	312,400	337,400	364,200	393,100	
103	313,500	338,600	365,400	393,700	
104	314,600	339,800	366,600	394,300	
105	315,400	340,900	367,800	394,600	
106	316,000	342,000	368,400	395,100	
107	316,600	343,100	369,000	395,600	
108	317,300	344,200	369,600	396,100	
109	317,800	345,400	370,300	396,400	
110	318,400	346,400	370,900	396,900	
111	319,000	347,400	371,500	397,400	
112	319,600	348,400	372,100	397,900	
113	320,400	349,300	372,600	398,200	
114	321,100	350,300	373,200	398,700	
115	321,800	351,300	373,800	399,200	
116	322,600	352,300	374,400	399,700	
117	323,200	353,400	374,800	400,100	
118	324,000	354,000	375,400	400,600	
119	324,800	354,600	376,000	401,100	
120	325,600	355,200	376,600	401,600	
121	326,200	355,700	376,700	402,000	
122	326,700	356,200	377,300	402,500	
123	327,200	356,700	377,900	403,000	
124	327,700	357,200	378,500	403,500	
125	328,000	357,700	379,000	403,900	
126		358,200	379,500		
127		358,700	380,000		
128		359,200	380,500		
129		359,600	380,800		
130		360,100	381,300		
131		360,500	381,800		
132		361,000	382,300		
133		361,200	382,600		
134		361,700	383,100		
135		362,200	383,500		
136		362,700	384,000		
137		363,000	384,300		
138		363,400	384,800		

	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

## 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	207,000	267,200	316,200	408,000
	2	209,200	270,300	319,600	410,500
	3	211,400	273,400	323,100	413,000
	4	213,600	276,500	326,600	415,500
	5	215,700	279,600	330,200	418,100
	6	217,900	282,300	333,700	420,600
	7	220,100	285,000	337,200	423,100
	8	222,300	287,500	340,700	425,600
	9	224,500	290,100	344,300	427,900
	10	226,900	292,900	347,600	430,400
	11	229,300	295,700	350,900	432,900
	12	231,700	298,500	354,200	435,400
	13	234,000	300,900	357,500	437,200
	14	236,400	303,300	360,000	439,500
	15	238,800	305,600	362,600	441,900
	16	241,200	307,900	365,200	444,200
	17	243,400	310,200	367,900	446,600
	18	246,500	313,000	370,200	449,000
	19	249,600	315,800	372,500	451,400
	20	252,700	318,600	374,800	453,800
	21	255,800	321,200	377,000	456,300
	22	258,900	324,000	379,100	458,700
	23	262,000	326,800	381,200	461,100
	24	265,100	329,600	383,300	463,500
再任 用職 員以 外の 職員	25	268,100	332,100	385,300	465,500
	26	271,000	334,600	387,200	467,700
	27	273,900	337,100	389,100	469,900
	28	276,800	339,600	391,000	472,100
	29	279,700	342,000	393,000	474,300
	30	282,300	344,200	394,800	476,600
	31	284,900	346,400	396,600	478,800
	32	287,500	348,600	398,400	481,000
	33	290,000	350,900	400,200	483,000
	34	292,800	353,200	402,000	485,200
	35	295,500	355,500	403,800	487,500
	36	298,200	357,800	405,600	489,800
	37	300,900	359,900	407,200	492,000
	38	303,100	362,000	408,900	494,000
	39	305,300	364,100	410,600	496,000
	40	307,500	366,100	412,300	498,000
	41	309,600	368,100	413,700	500,100
	42	310,600	370,000	415,300	502,000

43	311,600	371,900	416,900	503,900
44	312,600	373,800	418,500	505,800
45	313,600	375,800	419,900	507,800
46	314,800	377,600	421,500	509,600
47	316,000	379,400	423,100	511,500
48	317,200	381,200	424,700	513,400
49	318,200	383,100	426,300	515,200
50	319,300	384,900	427,600	517,000
51	320,400	386,700	428,900	518,900
52	321,500	388,500	430,200	520,800
53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200
69	340,000	411,500	446,600	542,100
70	341,100	412,400	447,600	542,900
71	342,200	413,300	448,600	543,800
72	343,300	414,100	449,600	544,700
73	344,000	415,000	450,700	545,600
74	345,000	415,900	451,700	546,500
75	346,000	416,700	452,700	547,400
76	347,000	417,600	453,700	548,300
77	348,100	418,300	454,600	549,200
78	349,100	418,900	455,200	
79	350,100	419,500	455,900	
80	351,100	420,100	456,600	
81	352,100	420,400	457,400	
82	353,100	421,000	458,100	
83	354,100	421,600	458,800	
84	355,100	422,200	459,500	
85	355,700	422,600	460,000	
86	356,300	423,200	460,700	
87	356,900	423,800	461,400	
88	357,500	424,400	462,100	
89	358,200	424,900	462,600	
90	358,700	425,500		

91	359,100	426,100		
92	359,600	426,700		
93	360,100	427,000		
94	360,500	427,500		
95	361,000	428,000		
96	361,500	428,500		
97	362,100	429,100		
98	362,600	429,600		
99	363,100	430,100		
100	363,600	430,600		
101	364,000	431,000		
102	364,500	431,500		
103	365,000	432,000		
104	365,500	432,500		
105	366,000	433,100		
106	366,500			
107	367,000			
108	367,500			
109	368,100			
110	368,600			
111	369,100			
112	369,600			
113	370,200			
114	370,700			
115	371,200			
116	371,700			
117	372,100			
118	372,600			
119	373,100			
120	373,600			
121	373,900			
122	374,400			
123	374,900			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,300			
129	377,800			
再任用職員	285,600	297,400	319,700	405,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,100	166,900	256,100	285,700	411,600
	2	152,600	169,000	258,900	288,800	413,100
	3	154,100	171,100	261,700	291,900	414,600
	4	155,600	173,400	264,400	295,000	416,100
	5	157,200	175,400	266,900	297,600	417,600
	6	159,200	177,600	269,400	300,700	419,100
	7	161,000	179,800	271,900	303,800	420,700
	8	162,800	182,000	274,300	306,900	422,300
	9	164,600	184,300	276,800	309,900	423,700
	10	166,800	187,200	279,400	312,800	425,100
	11	168,800	189,900	282,000	315,700	426,500
	12	170,800	192,600	284,500	318,600	427,900
	13	172,900	195,600	287,100	321,400	429,200
	14	175,100	197,300	289,700	323,700	430,600
	15	177,300	199,000	292,200	326,000	432,000
	16	179,500	200,700	294,600	328,300	433,400
	17	181,800	202,500	297,200	330,600	434,700
	18	184,500	204,200	299,900	332,900	436,100
	19	187,000	205,900	302,600	335,200	437,400
	20	189,500	207,600	305,300	337,500	438,800
	21	192,000	209,400	308,000	339,800	439,900
	22	193,700	211,300	310,700	342,100	441,300
	23	195,400	213,200	313,400	344,400	442,600
	24	197,100	215,100	316,100	346,700	444,000
	25	198,600	216,800	318,800	348,900	445,300
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	26	200,200	218,800	321,200	350,800	446,600
	27	201,800	220,800	323,600	352,700	447,900
	28	203,400	222,800	326,000	354,600	449,200
	29	205,100	224,700	328,400	356,500	450,500
	30	206,800	227,400	330,500	358,400	451,700
	31	208,500	230,100	332,700	360,200	452,900
	32	210,200	232,700	334,900	362,100	454,100
	33	211,700	235,500	337,100	363,900	455,300
	34	213,400	238,400	339,200	365,700	456,200
	35	215,100	241,300	341,300	367,500	457,100
	36	216,800	244,200	343,400	369,300	458,000
	37	218,400	247,000	345,500	371,200	458,900
	38	220,100	249,700	347,500	372,800	459,800
	39	221,800	252,400	349,500	374,400	460,700
	40	223,500	255,100	351,500	376,000	461,600
	41	225,200	257,700	353,500	377,400	462,500
	42	227,000	260,200	355,300	378,900	463,400



43	228,800	262,700	357,100	380,400	464,300
44	230,600	265,200	358,900	381,900	465,200
45	232,500	267,400	360,700	383,500	466,100
46	234,100	269,900	362,400	385,100	467,000
47	235,700	272,300	364,100	386,700	467,900
48	237,300	274,700	365,700	388,300	468,800
49	238,800	277,000	367,200	389,800	469,700
50	240,400	279,500	368,800	391,300	
51	242,000	282,000	370,500	392,800	
52	243,600	284,500	372,200	394,300	
53	244,700	286,800	373,900	395,500	
54	246,300	289,300	375,400	396,800	
55	247,800	291,600	376,900	397,900	
56	249,400	293,900	378,400	399,100	
57	250,700	296,000	379,900	400,600	
58	252,100	298,700	381,300	401,800	
59	253,500	301,400	382,700	403,100	
60	254,900	304,100	384,100	404,400	
61	256,300	306,600	385,000	405,700	
62	257,700	309,100	386,200	406,800	
63	259,100	311,600	387,400	408,200	
64	260,300	314,100	388,600	409,600	
65	261,400	316,500	389,700	410,800	
66	263,000	318,700	390,900	411,900	
67	264,600	320,900	391,900	413,100	
68	266,100	323,100	393,000	414,300	
69	267,800	325,400	394,200	415,300	
70	269,300	327,600	395,300	416,500	
71	270,800	329,800	396,400	417,700	
72	272,300	331,900	397,600	418,900	
73	273,600	334,100	398,700	419,800	
74	274,900	336,300	399,800	420,600	
75	276,200	338,500	400,900	421,400	
76	277,500	340,700	402,000	422,200	
77	278,900	342,700	402,900	422,900	
78	280,100	344,600	403,900	423,700	
79	281,300	346,500	404,900	424,500	
80	282,500	348,400	405,900	425,300	
81	283,800	350,200	406,800	426,100	
82	285,000	352,000	407,600	426,800	
83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100	
85	288,500	357,100	410,000	428,800	
86	289,500	358,800	410,800	429,500	
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	

91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	434,900
95	297,400	372,000	417,200	435,600
96	298,200	373,300	417,900	436,300
97	299,100	374,300	418,400	436,800
98	299,900	375,300	419,000	437,500
99	300,700	376,300	419,600	438,200
100	301,500	377,300	420,100	438,900
101	302,400	378,400	420,600	439,400
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	
105	304,100	382,300	422,700	
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126	309,800	400,100		
127	310,100	400,800		
128	310,400	401,500		
129	310,600	402,200		
130	310,900	402,900		
131	311,200	403,600		
132	311,500	404,300		
133	311,700	404,600		
134	312,000	405,200		
135	312,300	405,800		
136	312,600	406,400		
137	312,800	406,800		
138	313,100	407,400		

	139	313,400	408,000			
	140	313,700	408,600			
	141	313,900	409,000			
	142	314,200	409,600			
	143	314,500	410,200			
	144	314,800	410,800			
	145	315,000	411,200			
	146	315,300	411,800			
	147	315,600	412,400			
	148	315,900	413,000			
	149	316,100	413,400			
	150	316,400	414,000			
	151	316,700	414,600			
	152	317,000	415,200			
	153	317,200	415,600			
	154	317,500	416,200			
	155	317,800	416,800			
	156	318,100	417,400			
	157	318,300	417,800			
	158	318,600	418,400			
	159	318,900	419,000			
	160	319,200	419,600			
	161	319,400	420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000
任期付職員		177,300	202,500	256,100	268,700	395,900

備考 1 この表は、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,300	187,200	274,800	332,000	392,300
	2	138,400	189,600	277,600	334,200	395,200
	3	139,700	192,000	280,400	336,400	398,100
	4	140,800	194,400	283,200	338,600	400,900
	5	141,900	196,900	285,800	340,600	403,300
	6	143,200	199,200	288,600	342,700	406,100
	7	144,500	201,500	291,400	344,800	408,900
	8	145,800	203,800	294,200	346,900	411,600
	9	146,900	205,900	296,800	349,000	414,300
	10	148,700	208,200	299,600	351,100	417,100
	11	150,300	210,400	302,400	353,200	419,900
	12	151,900	212,700	305,200	355,300	422,700
	13	153,400	214,900	307,800	357,400	425,600
	14	155,300	217,300	310,600	359,300	428,400
	15	157,200	219,700	313,400	361,300	431,200
	16	159,300	222,100	316,200	363,300	434,000
	17	161,100	224,400	318,800	365,200	436,500
	18	163,200	227,300	321,100	367,200	439,100
	19	165,500	230,200	323,400	369,200	441,700
	20	167,600	233,100	325,700	371,200	444,300
	21	169,800	235,800	328,100	373,100	446,900
	22	172,300	238,600	330,200	375,100	449,500
	23	174,600	241,400	332,200	377,100	452,100
	24	176,900	244,200	334,300	379,100	454,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	179,000	247,100	336,500	380,700	457,100
	26	181,100	249,700	338,400	382,600	459,600
	27	183,200	252,300	340,300	384,500	462,200
	28	185,300	254,900	342,200	386,400	464,700
	29	187,300	257,600	344,200	388,300	467,200
	30	189,100	259,900	345,900	390,300	469,800
	31	190,900	262,200	347,600	392,300	472,400
	32	192,700	264,500	349,300	394,300	475,000
	33	194,500	266,400	350,800	396,100	477,300
	34	196,400	268,800	352,300	397,900	479,800
	35	198,300	271,100	353,800	399,500	482,300
	36	200,200	273,400	355,300	401,300	484,800
	37	201,900	275,500	356,700	402,600	487,300
	38	203,800	277,300	358,100	404,100	489,800
	39	205,700	279,100	359,500	405,500	492,300
	40	207,600	280,900	360,900	406,900	494,800
	41	209,500	282,500	361,900	408,300	497,200
	42	211,400	283,700	363,100	409,700	499,500

43	213,300	284,900	364,400	411,200	501,800
44	215,200	286,100	365,600	412,800	504,100
45	217,100	287,000	366,900	414,200	506,100
46	219,100	288,300	368,200	415,700	507,700
47	221,100	289,600	369,500	417,300	509,300
48	223,100	290,900	370,800	418,900	510,900
49	224,900	292,300	371,900	420,200	512,600
50	226,800	293,600	373,200	421,700	514,100
51	228,700	294,900	374,500	423,200	515,500
52	230,600	296,200	375,800	424,700	517,000
53	232,300	297,400	376,500	426,100	518,300
54	234,200	298,700	377,500	427,500	519,500
55	236,100	300,000	378,500	428,900	520,700
56	238,000	301,300	379,500	430,300	521,900
57	239,600	302,400	380,400	431,500	523,000
58	241,000	303,600	381,200	432,900	524,000
59	242,300	304,800	381,900	434,300	525,000
60	243,700	306,000	382,600	435,700	526,000
61	244,900	307,100	383,200	436,600	527,100
62	246,200	308,200	384,000	437,600	528,000
63	247,500	309,300	384,900	438,600	528,900
64	248,800	310,400	385,800	439,600	529,800
65	250,200	311,600	386,500	440,500	530,700
66	251,500	312,700	387,300	441,400	531,600
67	252,800	313,800	388,100	442,300	532,500
68	254,100	314,900	388,900	443,200	533,400
69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
74	262,600	321,400	393,000	448,100	
75	264,000	322,500	393,700	449,000	
76	265,400	323,600	394,400	449,900	
77	266,500	324,700	395,200	450,600	
78	267,800	325,700	395,800	451,500	
79	269,100	326,700	396,500	452,400	
80	270,400	327,700	397,200	453,300	
81	271,800	328,800	397,900	454,000	
82	273,100	329,600	398,600		
83	274,400	330,300	399,300		
84	275,700	331,100	400,000		
85	276,900	331,700	400,500		
86	278,200	332,200	401,200		
87	279,500	332,700	401,900		
88	280,800	333,200	402,600		
89	281,900	333,500	403,000		
90	283,100	334,000			

	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			
	93	286,600	335,300			
	94	287,600	335,800			
	95	288,600	336,300			
	96	289,600	336,800			
	97	290,200	337,400			
	98	291,100	337,900			
	99	292,000	338,400			
	100	292,900	338,900			
	101	293,800	339,400			
	102	294,500	339,900			
	103	295,200	340,400			
	104	295,900	340,900			
	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800				
	111	299,100				
	112	299,400				
	113	299,800				
	114	300,100				
	115	300,400				
	116	300,700				
	117	301,000				
	118	301,400				
	119	301,800				
	120	302,200				
	121	302,500				
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	324,500	390,600	467,100
	2	242,600	327,600	393,500	469,400
	3	245,100	330,700	396,400	471,700
	4	247,600	333,800	399,300	474,000
	5	250,000	336,700	402,000	476,300
	6	253,800	339,900	404,800	478,500
	7	257,600	343,100	407,600	480,700
	8	261,400	346,300	410,400	482,900
	9	265,000	349,300	413,000	485,200
	10	269,000	352,300	415,700	487,300
	11	273,000	355,300	418,400	489,400
	12	277,000	358,300	421,100	491,500
	13	280,900	361,300	423,600	493,600
	14	284,900	365,000	426,100	495,700
	15	288,900	368,700	428,600	497,800
	16	292,900	372,400	431,100	499,900
	17	296,700	376,000	433,400	502,000
	18	300,200	378,800	435,800	504,000
	19	303,700	381,600	438,200	506,000
	20	307,200	384,400	440,600	508,000
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	310,800	387,300	442,900	509,800
	22	314,500	389,900	445,300	511,700
	23	318,000	392,500	447,700	513,600
	24	321,500	395,100	450,100	515,500
	25	325,000	397,500	452,400	517,200
	26	327,800	399,800	454,700	519,000
	27	330,400	402,100	457,000	520,800
	28	333,000	404,400	459,300	522,600
	29	335,700	406,800	461,500	524,500
	30	337,900	408,900	463,800	526,300
	31	340,100	411,000	466,100	528,100
	32	342,300	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600

43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300		



	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		265,000	297,100	345,900	424,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,000	180,300	215,300	243,300	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	143,400	181,900	216,900	244,800	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	144,800	183,500	218,500	246,300	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	146,200	185,100	220,100	247,800	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	147,400	186,600	221,700	249,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	149,300	188,200	223,400	250,600	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	151,000	189,800	225,100	252,000	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	152,700	191,400	226,800	253,500	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	154,400	193,000	228,500	254,900	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	156,100	194,700	230,300	256,400	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	157,800	196,400	232,100	257,700	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	159,700	198,100	233,700	259,000	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	161,200	199,700	235,400	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	163,100	201,300	236,900	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	165,200	202,900	238,400	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	167,100	204,500	239,900	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	169,000	206,100	241,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	170,900	207,800	242,600	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	172,800	209,400	244,000	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	174,700	211,100	245,500	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	176,600	212,600	246,900	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	178,100	214,200	248,400	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	179,600	215,800	249,700	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	181,100	217,400	251,000	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	182,700	219,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	184,200	220,500	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	185,700	222,000	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	187,200	223,500	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	188,800	225,000	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	190,100	226,600	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	191,400	228,200	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	192,700	229,800	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	194,100	231,300	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	195,500	232,800	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	196,900	234,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	198,300	235,700	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
	37	199,500	237,200	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	200,800	238,700	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	202,100	240,200	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	203,400	241,700	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	204,600	243,100	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	205,700	244,500	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	

43	206,900	245,900	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
44	208,100	247,300	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
45	209,400	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
46	210,400	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
47	211,400	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
48	212,400	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
49	213,400	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
50	214,300	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
51	215,200	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
52	216,100	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
53	216,800	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
54	217,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	455,900
55	218,500	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	456,700
56	219,400	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	457,500
57	220,200	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	458,100
58	221,000	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
59	221,800	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
60	222,600	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
61	223,500	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
62	224,400	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
63	225,300	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
64	226,400	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	417,900	
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	418,600	
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	419,300	
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	419,800	
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	420,400	
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	421,100	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	421,800	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	422,300	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			

	91		293,100	330,400	352,300				
	92		293,300	330,800	352,600				
	93		293,700	331,300	353,000				
	94		293,900	331,600	353,400				
	95		294,100	332,000	353,800				
	96		294,400	332,400	354,100				
	97		294,800	332,600	354,600				
	98		295,100	333,000					
	99		295,400	333,400					
	100		295,700	333,800					
	101		296,000	334,000					
	102		296,300	334,400					
	103		296,600	334,800					
	104		296,900	335,000					
	105		297,200	335,100					
	106			335,500					
	107			335,900					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700
任期付職員		165,200	186,600	207,900	230,600	263,800	305,300	339,500	400,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	182,700	231,400	256,500	285,600	332,100	378,400
	2	156,500	184,800	233,200	257,400	287,600	334,300	381,100
	3	158,100	186,900	235,000	258,500	289,600	336,500	383,800
	4	159,500	189,000	236,800	259,600	291,600	338,700	386,500
	5	160,900	191,100	238,400	260,500	293,400	340,900	388,700
	6	162,400	193,600	239,900	261,700	295,300	343,100	391,100
	7	163,900	195,900	241,400	262,800	297,200	345,300	393,500
	8	165,400	198,200	242,900	264,000	299,100	347,500	395,800
	9	166,700	200,600	244,300	265,200	301,100	349,300	397,900
	10	168,500	202,000	245,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	170,100	203,400	246,900	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	171,700	204,800	248,200	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	173,300	206,200	249,500	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	175,300	207,700	250,700	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	177,300	209,200	251,900	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	179,300	210,700	253,100	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	181,600	212,100	253,900	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	183,700	213,600	255,200	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	185,800	215,100	256,400	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	187,900	216,600	257,500	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	190,000	218,000	258,500	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	192,200	219,600	259,700	285,300	324,300	376,100	425,700
再任 用職員及 び任期付 職員以外 の職員	23	194,400	221,300	260,900	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	196,600	223,000	262,100	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	198,700	224,500	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	200,000	226,200	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	201,300	227,900	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	202,600	229,600	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	203,800	231,400	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	205,100	232,900	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	206,400	234,400	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	207,700	235,900	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	209,000	237,400	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	210,300	238,700	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	211,600	240,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	212,900	241,300	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	214,200	242,500	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	215,600	243,700	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	217,000	244,900	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	218,400	246,100	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	219,600	247,000	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	221,000	248,200	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000

43	222,400	249,300	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	223,800	250,500	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	225,200	251,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	226,700	252,900	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	228,200	254,200	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	229,700	255,500	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	231,000	256,800	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	232,300	258,200	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	233,600	259,400	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	234,900	260,600	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	236,100	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	237,300	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	238,500	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	239,700	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	240,800	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	242,000	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	470,800
59	243,100	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	471,600
60	244,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	472,400
61	245,400	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	473,300
62	246,600	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,800	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	249,000	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	250,100	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	251,200	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,500	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,800	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	446,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	447,700	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	448,500	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	449,300	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	450,100	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	450,900	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	451,700	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	452,500	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	453,300	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	454,100	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	454,900	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	455,700	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		

91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500			
119	297,800	329,900			
120	298,200	330,300			
121	298,500	330,500			
122	298,900	330,900			
123	299,300	331,300			
124	299,700	331,700			
125	299,900	331,900			
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			
137	304,000	336,000			
138	304,300	336,400			

	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900						
	147	307,300						
	148	307,700						
	149	307,900						
	150	308,200						
	151	308,500						
	152	308,800						
	153	309,200						
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700
任期付職員		166,700	200,600	224,400	246,100	273,000	309,200	340,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,900	218,700	262,200	313,100	355,700
	2	167,200	220,800	264,000	315,600	358,200
	3	169,500	222,900	265,800	318,100	360,700
	4	171,800	225,000	267,600	320,600	363,200
	5	174,200	227,000	269,200	323,100	365,600
	6	176,800	229,000	271,200	325,600	368,800
	7	179,200	231,100	273,200	328,100	372,000
	8	181,800	233,200	275,200	330,500	375,200
	9	184,000	235,400	277,100	333,000	378,200
	10	186,400	237,300	279,900	335,500	381,300
	11	188,800	239,200	282,600	338,000	384,400
	12	191,400	241,100	285,100	340,500	387,500
	13	193,900	243,000	287,700	343,000	390,500
	14	196,500	244,900	290,400	345,500	393,300
	15	199,300	246,800	293,100	348,000	396,100
	16	201,900	248,700	295,600	350,500	398,900
	17	204,300	250,600	298,000	353,000	401,800
	18	207,000	252,500	300,500	355,500	403,900
	19	209,700	254,400	303,000	358,000	406,000
	20	212,400	256,300	305,500	360,500	408,100
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	215,100	258,000	307,900	363,000	410,000
	22	216,700	259,700	309,400	365,400	412,000
	23	218,300	261,400	310,900	367,700	414,000
	24	219,900	263,100	312,400	370,100	416,000
	25	221,400	264,900	313,900	372,600	417,800
	26	222,900	266,600	315,800	375,000	419,500
	27	224,400	268,300	317,700	377,400	421,300
	28	225,900	270,000	319,600	379,800	423,100
	29	227,500	271,500	321,300	382,000	424,400
	30	228,500	273,100	323,100	384,200	426,000
	31	229,600	274,700	324,900	386,400	427,600
	32	230,700	276,300	326,700	388,600	429,300
	33	231,900	277,500	328,300	390,700	430,900
	34	232,800	279,100	329,900	392,500	432,200
	35	233,700	280,600	331,400	394,300	433,500
	36	234,600	282,100	333,000	396,100	434,800
	37	235,500	283,400	334,700	398,000	436,200
	38	236,400	284,700	336,300	399,500	437,200
	39	237,300	286,000	337,900	401,000	438,200
	40	238,200	287,300	339,500	402,500	439,200
	41	239,200	288,600	341,000	403,500	439,600
	42	240,100	289,800	342,500	404,800	440,300

43	241,000	290,800	344,000	406,100	441,000
44	241,900	291,800	345,500	407,500	441,700
45	242,800	293,000	347,100	409,000	442,400
46	243,600	294,400	348,500	410,400	442,700
47	244,400	295,800	349,900	411,800	443,300
48	245,200	297,200	351,300	413,200	443,900
49	245,600	298,700	352,600	414,600	444,500
50	246,200	299,800	354,100	415,500	445,200
51	246,800	300,900	355,600	416,400	445,900
52	247,400	302,000	357,100	417,300	446,600
53	247,600	303,200	358,500	417,500	447,300
54	248,200	304,300	359,900	417,900	448,000
55	248,700	305,400	361,300	418,400	448,700
56	249,300	306,500	362,700	418,900	449,400
57	249,800	307,700	363,700	419,500	449,800
58	250,400	308,800	364,900	419,700	450,500
59	251,000	309,900	366,100	420,300	451,200
60	251,600	311,000	367,400	420,800	451,900
61	252,200	311,900	368,600	421,300	452,400
62	252,800	312,700	369,200	421,900	453,100
63	253,200	313,500	369,800	422,500	453,800
64	253,600	314,300	370,400	423,100	454,500
65	254,000	314,900	370,800	423,700	455,000
66	254,500	315,600	371,300	424,300	455,700
67	255,000	316,300	371,800	424,900	456,400
68	255,500	317,000	372,300	425,500	457,100
69	255,800	317,800	372,600	426,100	457,500
70			372,900	426,600	458,200
71			373,300	427,200	458,900
72			373,600	427,800	459,600
73			374,200	428,400	460,100
74			374,400	429,000	460,800
75			374,900	429,600	461,500
76			375,400	430,200	462,200
77			375,900	430,900	462,700
78			376,400	431,600	
79			376,900	432,300	
80			377,400	433,000	
81			378,000	433,500	
82			378,500	434,200	
83			379,000	434,900	
84			379,500	435,600	
85			379,900	436,000	
86			380,400	436,700	
87			380,900	437,400	
88			381,400	438,100	
89			381,900	438,300	
90			382,400		

	91			382,900		
	92			383,400		
	93			383,900		
	94			384,400		
	95			384,900		
	96			385,400		
	97			386,000		
	98			386,500		
	99			387,000		
	100			387,500		
	101			388,100		
再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800
任期付職員		174,200	227,000	253,400	299,300	326,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,400	200,800	248,500	271,400	320,600	366,200
	2	151,600	202,600	250,300	273,600	322,900	368,800
	3	152,800	204,400	252,100	275,800	325,200	371,400
	4	154,000	206,200	253,900	278,000	327,500	374,000
	5	155,000	207,900	255,400	280,200	329,800	376,300
	6	156,600	209,600	257,000	282,500	331,900	378,800
	7	158,000	211,400	258,700	284,800	334,100	381,300
	8	159,400	213,200	260,500	287,100	336,300	383,800
	9	160,700	215,100	261,800	289,200	338,600	386,400
	10	162,100	216,600	263,500	291,500	340,800	389,100
	11	163,500	218,100	265,200	293,800	343,000	391,800
	12	165,100	219,600	266,800	296,100	345,200	394,500
	13	166,600	221,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	168,100	222,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	169,600	224,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	171,100	226,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	172,700	227,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	174,600	229,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	176,300	231,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	178,000	232,700	281,500	314,200	361,400	411,800
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	179,600	234,000	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	181,300	235,700	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	183,000	237,400	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	184,700	239,100	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	186,300	240,600	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	188,100	242,400	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	189,900	244,200	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	191,700	246,000	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	193,500	247,500	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	195,000	249,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	196,500	250,800	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	198,000	252,500	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	199,500	254,100	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	200,800	255,600	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	202,100	257,100	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	203,400	258,600	309,200	347,700	390,800	436,500
	37	204,800	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	206,200	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	207,600	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	209,000	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	210,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	211,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900

43	212,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
44	214,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
45	215,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
46	216,300	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
47	217,500	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
48	218,700	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
49	219,700	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
50	220,900	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
51	222,100	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
52	223,300	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
53	224,100	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
54	225,300	288,900	332,700	374,600	407,800	
55	226,400	290,400	333,500	375,400	408,500	
56	227,600	291,900	334,300	376,200	409,200	
57	228,500	293,500	334,900	377,100	409,800	
58	229,600	295,000	335,500	377,900	410,500	
59	230,700	296,500	336,100	378,700	411,200	
60	231,800	298,000	336,600	379,500	411,900	
61	232,900	299,300	337,100	380,400	412,500	
62	234,000	300,800	337,400	381,100	413,200	
63	235,100	302,300	338,000	381,800	413,900	
64	236,200	303,800	338,600	382,500	414,600	
65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
78	251,400	318,500	345,100	391,200		
79	252,400	319,200	345,600	391,900		
80	253,400	319,900	346,100	392,600		
81	254,400	320,200	346,300	393,100		
82	255,400	320,600	346,800	393,800		
83	256,400	321,200	347,300	394,500		
84	257,400	321,500	347,800	395,200		
85	258,300	322,000	348,100	395,400		
86	259,200	322,300	348,600	396,100		
87	260,100	322,700	349,100	396,800		
88	261,000	323,000	349,600	397,500		
89	261,700	323,500	349,900	398,000		
90	262,500	323,900	350,300	398,700		

91	263,300	324,200	350,700	399,400
92	264,100	324,500	351,100	400,100
93	264,800	325,000	351,400	400,600
94	265,500	325,400		401,300
95	266,100	325,800		402,000
96	266,800	326,200		402,700
97	267,500	326,600		403,200
98	268,200	327,000		
99	268,900	327,400		
100	269,600	327,800		
101	270,100	328,100		
102	270,600	328,500		
103	271,100	328,800		
104	271,600	329,200		
105	271,700	329,600		
106	272,000	330,000		
107	272,300	330,400		
108	272,600	330,800		
109	273,000	331,200		
110	273,400	331,600		
111	273,800	332,000		
112	274,100	332,400		
113	274,400	332,800		
114	274,700	333,200		
115	275,000	333,600		
116	275,400	333,900		
117	275,700	334,000		
118	276,100	334,400		
119	276,500	334,800		
120	276,900	335,200		
121	277,100	335,400		
122	277,400			
123	277,800			
124	278,200			
125	278,400			
126	278,800			
127	279,200			
128	279,600			
129	279,800			
130	280,200			
131	280,600			
132	281,000			
133	281,200			
134	281,500			
135	281,900			
136	282,300			
137	282,500			
138	282,800			

	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,500					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600
任期付職員		169,600	193,500	238,900	256,400	295,300	328,300

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	396,000



## 公務運営に関する報告

### 1 雇用と年金の接続

#### (1) 雇用と年金の確実な接続のための取組

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

国においては、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」により、当面、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとした。

地方公務員についても、閣議決定の趣旨を踏まえ地方の実情に応じた必要な措置を講ずるよう総務副大臣より要請があったところである。

任命権者においては、この要請を踏まえ、現行の再任用制度について、必要な見直しを行ったうえで、本制度を活用し、雇用と年金の確実な接続を図ることとした。

雇用と年金の確実な接続を図るためには、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に把握し、再任用職員をその能力と経験をいかせる職務に配置することなどにより、引き続き再任用制度の円滑な実施に努めていく必要がある。

また、人事院は、平成28年度までには、段階的な定年の引上げも含め再検討が必要としており、本県としても、今後、国の動向等を注視していくこととする。

#### (2) 再任用職員の給与

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、人事院の調査結果と同様に、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を公的年金が一部支給される再雇用者の給与水準から変更しないとする事業所が多くなっている。再任用職員の給与については、人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについて、平成26年4月における公的年金が全く支給されない民間事業所の再雇用者

の給与の具体的な実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の人事運用の実態等を踏まえつつ、検討を進めるとしていることから、本県としても、その状況を注視していく必要がある。

## 2 能力・実績に基づく人事管理

厳しい社会経済情勢の中、複雑化・困難化する行政課題に適切に対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められている。そのためには、各職員の能力と勤務実績を的確に評価し、その結果を反映した人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、平成18年度から、人事評価制度の仕組みとして「目標チャレンジプログラム」が本格実施され、平成20年度からは本庁課長級以上の職員を対象として評価結果を勤勉手当へ反映させるなどの取組が実施されているところである。

一方、国では、平成23年度から人事評価の結果を全職員の勤勉手当や昇給について反映させるなど、任免、給与及び人材育成に活用し、能力・実績に基づく人事管理を進めている。

こうした状況を踏まえ、本県の任命権者においても、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者に対する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証などにより、評価制度自体の公正性、納得性を一層高めることが必要である。また、評価結果について、人材開発、任用、分限、給与等への活用の拡大に向け、更なる取組を進めていくことが必要である。

## 3 多様で有為な人材の確保

### (1) 人材の確保

社会経済情勢が大きく変動する中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った、創造性・チャレンジ精神あふれる

多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、職員採用セミナーや大学での採用説明会等を通じて県の魅力や採用試験情報などを積極的に発信し、受験者の確保に努めてきたところである。

今後とも、職員の採用について、これまでの広報活動の一層の強化をはじめ、より有為な人材を確保するための取組を進めていく必要がある。

## (2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間企業の就職活動時期については、学生の修学時間を確保するなどのため、平成27年度卒業・修了予定者からの後ろ倒しの検討が進められており、国家公務員採用試験についても、政府は人事院に対し、必要な措置をとるよう要請したところである。これを受け人事院は、要請の趣旨を踏まえ、試験日程等について必要な検討を行っている。

また、地方公務員採用試験については、必要に応じて国が地方公共団体に対し、同様の要請を行うこととしている。

本県においても、このような状況を踏まえ、国や他団体等の動向を注視するとともに、受験者の準備や就職活動への影響等を考慮し、広報活動の時期や試験日程等について検討を行うこととする。

## 4 勤務環境の整備

職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、子育てや介護との両立支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

### (1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」や「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」などにより、時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間の短縮を推進するため、「ノー残業デー」の実施による定時退庁の

徹底や年次休暇等の取得促進など様々な取組が行われているところである。

しかしながら、依然として、上記指針に定める年間上限目安時間を超えて時間外勤務を行うなど、長時間の時間外勤務を行っている職員が見受けられる。

このため、所属長等の管理職員に対し時間外勤務縮減の意義を十分周知し、所属長等の管理職員が、業務の適正管理や弾力的な業務運営に努めるとともに、所属の職員自らも効率的な事務処理に取り組むよう指導・啓発するなど、上記指針に掲げる取組を徹底する必要がある。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、年間上限目安時間の達成に向けて人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

## (2) 職員の健康管理

任命権者においては、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んでいるところである。

しかし、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高いことから、任命権者は、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。

なお、パワーハラスメントについては、本年3月に制定した「職場におけるパワーハラスメント防止に関する要綱」等に基づき、引き続きパワーハラスメントのない働きやすい職場環境づくりに努めていく必要がある。

## (3) 両立支援の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」など子育て支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。そのため、取得率の低い要因の把握に努めるとともに、男性職員が積極的に育児に関わることができるよう、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

また、介護との両立については、昨年の看護休暇改正など制度を充実してきたところであるが、介護に責任を有する職員が介護を行いながら勤務を継続できる環境を整える観点から、引き続き介護との両立支援に取り組んでいく必要がある。

なお、人事院は、職員の配偶者が外国へ転勤する際、退職することなく配偶者に同行することを可能とするため、本年8月に国会及び内閣に対し、国家公務員の配偶者帯同休業に関する法律の制定について、意見の申出を行ったところであり、本県としても、今後、国や他団体の動向等を注視していく必要がある。

## 5 公務員制度改革

地方公務員制度改革については、昨年11月に人事委員会勧告制度を廃止し、地方公務員に協約締結権を与え、労使間の交渉により給与を決定することができる自律的労使関係制度の創設を内容とする関連法案が国会に提案されたところであるが、同月衆議院の解散により廃案となった。

一方、国家公務員制度改革については、本年6月の国家公務員制度改革推進本部の決定により、平成21年に国会に提出した「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を基本として制度設計を行うこととされた。

その主な内容としては、内閣人事局を設置し幹部人事を一元管理することや、人事院の事務の一部を移管することなどが示されたところである。

人事院が行っている任用の基準に係る事務、採用試験・研修の企画に係る事務が内閣人事局に移管された場合、県の人事委員会のあり方などに影響があることも考えられることから、引き続き国の動向について十分注視していく必要がある。



# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 報 告





# 目

# 次

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

## 1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等の推移	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の住居手当の支給状況	15
第7表 職員の通勤手当の支給状況	15
第8表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37

## 2 民間給与関係

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第11表 民間における初任給の改定状況	40
第12表 職種別、学歴別初任給	41
第13表 民間における家族手当の支給状況	42
第14表 民間における住宅手当の支給状況	42
第15表 民間における特別給の支給状況	42
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第17表 民間における給与改定の状況	43
第18表 民間における定期昇給制度の状況	43
第19表 民間における定期昇給の実施状況	43
第20表 民間における雇用調整の実施状況	44
第21表 民間における賃金カット等の実施状況	44
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の	

状況	45
第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 企業規模計	46
その2 企業規模 500人以上	51
その3 企業規模 100人以上500人未満	56
その4 企業規模 50人以上100人未満	61
第24表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の 給与水準の取扱い	65
第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 給与水準の取扱い	65
第26表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 単身赴任手当の取扱い	65

### 3 職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較	68
--------------------	----

### 4 生計費関係

平成25年4月の標準生計費算定方法	70
第28表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）	70

### 5 労働経済指標

第29表 労働経済指標	72
-------------	----

### 6 人事院報告

第30表 人事院報告の骨子	76
---------------	----

# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 平成25年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成25年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 平成25年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所  
1,739事業所

#### (2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係19職種）

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から374事業所(うち千葉市103事業所、その他県内地域271事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は325事業所で、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当、住宅手当等の支給状況、給与改定等の状況、雇用調整の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,439人(初任給関係592人、初任給関係以外の調査職種12,847人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は87,793人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,739事業所
抽出事業所	374事業所
調査の完結した事業所	325事業所(調査完了率89.0%)
調査実人員	13,439人 (初任給関係 592人) (初任給関係以外の調査職種 12,847人)

### 第3 職員給与と民間給与との比較

上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。



# 職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成25年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,571	41.9	19.9
一般職員	行政職給料表	9,094	42.6	21.3	
	研究職給料表	404	44.9	20.8	
	医療職給料表(一)	22	51.2	25.6	
	医療職給料表(二)	672	39.4	16.4	
	医療職給料表(三)	190	41.3	18.1	
	海事職給料表	47	43.9	23.5	
	福祉職給料表	141	38.1	15.6	
	特定任期付職員給料表	3	51.3	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—	
計		10,573	42.5	20.9	
教育職員	教育職給料表(一)	82	48.9	24.7	
	教育職給料表(二)	35,328	42.9	20.3	
	計	35,410	42.9	20.3	
警察官	公安職給料表	11,588	38.2	17.8	

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員(旧教育職給料表(三))、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員(旧教育職給料表(一)及び旧教育職給料表(二))である(第2表、第8表及び第9表について同じ。)



第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成25年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	71.2	11.5	17.3	0.0	59.3	40.7
行政職給料表	100.0	51.6	12.3	36.0	0.1	62.3	37.7
研究職給料表	100.0	98.3	1.0	0.7	-	80.0	20.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	63.6	36.4
医療職給料表(二)	100.0	50.3	49.6	0.1	-	26.2	73.8
医療職給料表(三)	100.0	69.4	29.5	1.1	-	5.8	94.2
海事職給料表	100.0	6.4	61.7	29.8	2.1	97.9	2.1
福祉職給料表	100.0	48.3	49.6	2.1	-	28.4	71.6
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	69.5	29.3	1.2	-	35.4	64.6
教育職給料表(二)	100.0	87.0	12.7	0.3	-	48.5	51.5
公安職給料表	100.0	38.9	4.5	56.5	0.1	92.2	7.8

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等の推移

職員の 区分	年月	職員数	平均年齢	平均経年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	24. 4	10,724	42.7	21.2	344,141	7,521
	25. 4	10,573	42.5	20.9	339,964	7,393
うち 行政職員	24. 4	9,162	42.9	21.7	343,342	7,749
	25. 4	9,094	42.6	21.3	338,762	7,594
教育職員	24. 4	35,482	43.4	20.7	375,569	6,610
	25. 4	35,410	42.9	20.3	371,025	6,368
警察官	24. 4	11,563	38.5	18.0	328,282	11,264
	25. 4	11,588	38.2	17.8	325,996	11,078
計	24. 4	57,769	42.3	20.3	360,270	7,711
	25. 4	57,571	41.9	19.9	356,257	7,504

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員の職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、

## (平成25年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
10,471	25,541	5,001	1,885	394,560	98.7
10,165	25,207	4,721	1,902	389,352	
10,764	25,422	4,815	1,627	393,719	98.5
10,418	25,054	4,547	1,616	387,991	
5,136	27,127	5,258	6,353	426,053	98.7
5,112	26,784	5,121	6,279	420,689	
2,035	23,911	3,742	443	369,677	99.1
2,015	23,735	3,259	353	366,436	
5,506	26,189	4,907	4,339	408,922	98.8
5,416	25,881	4,673	4,283	404,014	

を、警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外

手当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

その他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	9,083 人	3,898 人	4,479 人	706 人
2人	7,756	3,652	3,786	318
3人	4,778	3,735	1,004	39
4人	1,189	1,049	133	7
5人	148	126	22	0
6人以上	12	12	0	0
計	22,966	12,472	9,424	1,070

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,812円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平 均手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 142	人 368	人 2,374	人 33	人 1,491	人 117	人 135	人 4,685	円 66,559

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の住居手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		10,389 人
手当月額	11,000円未満の受給者	9
	11,000円以上27,000円未満の受給者	2,942
	27,000円の受給者	7,438
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,892 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	2 人	13,500 円

第7表 職員の通勤手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,151 人
	交通用具のみ使用者	38,716
	交通機関等・交通用具併用者	1,401
	小 計	52,268
非 受 給 者		5,303
計		57,571
手当受給者1人当たり平均手当月額		9,927 円

第8表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成25年人事統計に関する報告)

号給	職務の級										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職務	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1											
2											
3										3	
4											
5							1			3	
6											
7										1	
8											
9	28	1									
10	4										
11	2	59	2								
12		6									
13	12	6	1								
14	1	4									
15	21	51					2				
16	5	6									
17	41	13	3								
18	1	4	32				1	1		1	
19	55	77	6							4	
20	6	12	5							4	
21	8	46	5							1	
22	1	15	24								
23	67	72	8				1			2	
24	13	23	19	1						3	
25	6	44	7								
26	4	16	44								
27	76	45	19								
28	11	37	30	1			1				
29	59	55	15	4							
30	8	23	24	7					3		
31	52	21	19	6					4		
32	13	19	75	13					4		
33	32	46	28	8					4		
34	14	33	27	17					2		
35	80	16	16	32					8		
36	14	15	60	19					4		
37	63	20	24	22	1				8		
38	15	13	28	40	2				4		
39	80	13	15	98	1	1	1	9	4		
40	22	5	53	42	1		20	6	6		
41	46	6	31	42	10		14	5			
42	13	6	41	47	3		1	3			
43	53	4	15	133	13		1	2			
44	20	1	38	41	7		5	1			
45	56	1	14	38	30		8	3			
46	25	1	48	25	7		7				
47	35	1	10	50	35		20				
48	14		28	48	13		13				
49	22	1	10	97	45	1	7				
50	12		16	31	11	1	14				
51	14	1	56	23	53	15	11				
52	7		19	35	15		9				
53	18		8	81	37	2	4				
54	7		6	47	12	18	6				
55	6		19	17	77	19	13				
56	8		7	22	20	7	15				
57	7		8	37	36	14	20				
58	11		1	30	13	21	7				
59	10		2	38	93	15	13				
60	5		3	14	18	20	15				
61	5			27	29	12	39				
62	7		1	38	29	26					
63	8		2	23	94	20					
64	4			17	35	20					
65	5			26	29	24					
66	3		1	15	75	18					
67	8	1		29	31	31					
68	5	2	1	13	43	32					
69	6		1	19	41	32					
70	5			9	61	25					
71	3			41	44	69					
72	3			18	51	47					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	3		1	16	72	65					
74	3			16	38	81					
75	4		1	33	59	83					
76	2			21	64	95					
77	2			20	31	542					
78				31	62						
79	1		1	18	25						
80				12	92						
81				21	28						
82				9	58						
83				9	33						
84	1			21	69						
85	1			5	25						
86				3	67						
87				1	34						
88				11	72						
89				2	545						
90				3							
91				1							
92				2							
93	5			2							
94				3							
95				6							
96				7							
97				23							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,287	841	978	1,777	2,489	1,356	278	66	14	8	9,094
級別構成比	14.1%	9.2%	10.8%	19.5%	27.4%	14.9%	3.1%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	188,489円	229,219円	290,719円	359,628円	394,239円	422,414円	444,487円	465,304円	508,754円	537,360円	338,519円
平均年齢	25.3歳	29.9歳	35.8歳	43.2歳	49.9歳	54.2歳	55.3歳	57.0歳	56.3歳	55.8歳	42.6歳

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。  
2 平均給料月額には給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。  
3 上記1・2の注は、以下第8表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	90								
14	28								
15	30								
16	84		1						
17	32			1				1	
18	24		2						
19	18		1						
20	60		6						
21	19		2						
22	20		3						
23	8	1	1						
24	91	1	2						
25	23	3	2	1					
26	25	23	7						
27	21	41	5						
28	61	162	20	1					
29	167	46	9						
30	71	65	19	1					
31	51	46	10	2	1				
32	205	178	34	3					
33	71	60	21	6					
34	34	72	28	4					
35	22	49	25	4	1				
36	20	173	95	8	1				
37	19	56	38	4	1				
38	11	61	81	15					
39	7	52	52	9	2				
40	18	118	117	23	2				1
41	8	45	54	8	1				
42	5	60	99	27	4				
43	13	36	54	13	5				8
44	10	99	117	23	2				
45	5	30	54	17	2				51
46	6	51	101	38	3				
47	8	28	56	20	2				
48	4	47	113	30	7				
49	1	15	62	22	1				
50	5	27	86	25	4	1			
51	3	10	46	31	5				
52	2	17	103	37	5	1			
53	2	8	54	28	6	1			
54	3	9	100	34	5				
55	3	12	47	18	6	1			
56	3	12	78	37	4				
57		8	65	29	9	3			
58		7	60	44	3	1			
59	4	2	46	36	7	4			
60		8	62	38	4	2	1		
61		3	55	41	12	2		115	
62	1	7	54	38	11	2			
63		7	38	27	11	2			
64		6	52	44	6	2			
65		4	42	67	23	1			
66		4	44	35	10				
67			25	39	15	1	1		
68			48	45	12	3			
69			14	39	12	4	2		
70			26	42	12	2	3		
71			17	52	18	3	13		
72	1		20	40	21	4	7		
73			15	58	16	3	25		
74		1	11	26	22	4	2		
75			9	65	23	3	7		
76			15	55	16	2	6		



職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡查	巡查長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			9	53	29	6	180			
78			15	52	25	3				
79			7	59	17	6				
80			12	40	20	6				
81			6	29	17	4				
82			1	40	31	5				
83				30	44	6				
84			3	33	28	5				
85			1	30	27	9				
86			2	33	37	10				
87			2	25	46	8				
88				35	37	12				
89				29	57	270				
90			1	20	35					
91			1	21	42					
92				22	33					
93				26	40					
94				19	49					
95				26	50					
96				34	72					
97				30	400					
98				27						
99				18						
100				34						
101				27						
102				34						
103				28						
104				32						
105				23						
106				27						
107				25						
108				40						
109				32						
110				33						
111				32						
112				69						
113				41						
114				60						
115				43						
116				61						
117				42						
118				59						
119				35						
120				49						
121				44						
122				47						
123				36						
124				49						
125				439						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,417	1,770	2,583	3,523	1,469	402	247	117	60	11,588
級別構成比	12.2%	15.3%	22.3%	30.4%	12.7%	3.5%	2.1%	1.0%	0.5%	100.0%
平均給料月額	208,041円	242,677円	283,966円	377,566円	420,728円	435,619円	451,656円	464,023円	483,911円	325,857円
平均年齢	22.5歳	27.2歳	32.4歳	45.3歳	51.6歳	52.1歳	54.0歳	54.9歳	55.9歳	38.2歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	助教	講師	准教授	教授
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13				1	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26					
27				1	
28					
29					
30					1
31			1		
32		1			1
33			1		
34					
35					
36				1	
37					2
38					
39					2
40		1			1
41					1
42			1		1
43		1		1	
44					2
45			1		
46			2		
47		1	1		1
48		1	1		1
49		2	1	1	
50					1
51			1		
52					1
53			1		2
54		1		1	3
55					
56				1	
57			1		1
58		1		1	1
59				1	1
60				1	
61		1	2	1	
62		2			
63		1		1	
64			2		
65			1	3	
66					
67		1			
68		1			

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
	人	人	人	人	
69					
70					
71			1		
72			1	1	
73					
74					
75		2			
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87	1				
88					
89			3		
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129	1				
					全 級
人 員 計	人 17	人 21	人 20	人 24	人 82
級 別 構 成 比	% 20.7	% 25.6	% 24.4	% 29.3	% 100.0
平均給料月額	円 328,475	円 387,356	円 436,542	円 506,783	円 422,100
平均年齢	歳 39.7	歳 43.4	歳 52.6	歳 57.0	歳 48.9

教育職給料表(二) (高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10		3			
11		1			
12		1			
13		5			
14		2			
15		5			
16		2			
17		465			
18		4			
19		90			
20		30			
21		164			
22		13			1
23	1	473			1
24		45			18
25	1	196			42
26		55			87
27		619			71
28		43			59
29	4	273			13
30		71			22
31	4	731			41
32		78			87
33	2	241			105
34	1	105			114
35	4	571			90
36	3	85			81
37	3	309			82
38	2	141			82
39	4	481			58
40	4	112			68
41	4	293			45
42	1	171			46
43	3	520			43
44	1	127			35
45	6	292			23
46		142			33
47	6	496			11
48	1	131			3
49		23			2
50	1	24			
51	3	43			
52	2	248			
53	5	159			
54	3	384			
55	1	145			
56	1	252			
57	6	193			
58	4	328			
59	1	129		1	
60	3	197			
61	3	146			
62	2	275	1		
63	2	57			
64	2	61			
65		140		1	
66		194	1	1	
67		174		5	
68	3	282		5	
69	1	13		15	
70	2	21		13	
71	3	140		17	
72		197		20	
73	2	159		35	
74	1	219		51	
75		132		60	
76	3	185	1	71	
77		142		60	
78		179		123	
79	1	128	2	85	
80	1	179	1	56	
81	1	122	2	76	
82	1	150	3	91	
83	2	104	1	83	
84	3	129	1	101	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	3	103		85		
86	2	159	1	102		
87	2	102	5	66		
88	2	122	3	81		
89		7	7	45		
90	1	13	1	53		
91		90	1	41		
92	3	122	1	24		
93	1	83	2	21		
94	1	101	7	13		
95		100	3	8		
96	2	141	3	8		
97	3	69	6	9		
98	1	136		2		
99	5	126	3	3		
100	1	228		8		
101	1	6		16		
102		8	1			
103		8				
104	1	105				
105	2	176				
106	1	97				
107	2	150				
108	2	116				
109	2	154				
110	1	163				
111		165				
112		212				
113	1	192				
114		205				
115		241				
116	2	298				
117	3	212				
118	1	351				
119	3	336				
120	6	330				
121		425				
122	3	365				
123	1	366				
124	1	361				
125	1	442				
126		397				
127		459				
128	1	423				
129	2	483				
130	2	383				
131		507				
132	2	311				
133	1	444				
134	3	467				
135		338				
136		489				
137	2	8				
138	6	570				
139	2	421				
140	2	566				
141		701				
142	2	654				
143	2	609				
144	2	550				
145	1	500				
146	2	429				
147		402				
148	1	370				
149	1	304				
150	1	233				
151	1	171				
152	1	186				
153		124				
154		111				
155		65				
156		5				
157		3				
158		2				
159						
160						
161	1	23				
人員計	218	32,135	57	1,555	1,363	35,328
級別構成比	0.6%	91.0%	0.2%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	273,582	348,748	412,961	436,453	452,857	356,264
平均年齢	36.0	41.9	50.1	52.8	56.8	42.9

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級
号給	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8					
9					
10				3	
11		2			
12				1	
13		4			
14				2	
15					
16				2	
17					
18				7	
19		4			
20					
21					
22				1	
23		5		1	
24		1		3	
25				1	
26					
27		7		1	
28				1	
29		2		3	
30		1		1	
31		3			
32		2		4	
33		2		1	
34				1	
35		6		4	1
36		1		3	1
37		2		1	2
38		2		1	
39		4		2	4
40		1		2	2
41		3		2	3
42		1		1	
43		2		3	2
44				1	
45		2		1	3
46		1		4	6
47		1		2	2
48				2	6
49				1	3
50				1	7
51		1		5	
52		1		1	3
53		1		1	4
54				3	8
55		1		5	4
56				3	9
57				3	3
58					4
59					5
60		1		1	9
61					7
62				1	7
63				1	3
64					8
65					2
66					4
67					10
68					3
69					6
70					5
71					5
72				1	6

職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級	
号給	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
73	人	人	人	人	人	
74				9		
75				9		
76				20		
77				5		
78				11		
79			1	12		
80				8		
81				7		
82				7		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	- 人	66 人	91 人	241 人	6 人	404 人
級 別 構 成 比	- %	16.3 %	22.5 %	59.7 %	1.5 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	259,239 円	355,684 円	439,201 円	481,205 円	391,613 円
平 均 年 齢	- 歳	29.5 歳	38.0 歳	51.4 歳	59.0 歳	44.9 歳

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30					
31					
32					
33			1		
34					
35					
36					
37					
38			1		
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	1
45					
46					
47					1
48				1	
49					
50					
51					1
52					1
53					
54					1
55					
56					



号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	全級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長	
57		人	人	人	人	
58					2	
59						
60					1	
61				1		
62						
63				1		
64					1	
65					2	
66						
67						
68						
69						
70				1		
71				1		
72				1		
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84				1		
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
人員計		人 1	人 2	人 8	人 11	人 22
級別構成比		% 4.5	% 9.1	% 36.4	% 50.0	% 100.0
平均給料月額		円 329,300	円 420,350	円 515,340	円 563,605	円 522,381
平均年齢		歳 X	歳 36.0	歳 49.5	歳 57.3	歳 51.2

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士  
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9		1						
10								
11		1						
12		1						
13								
14		2						
15		11						
16								1
17		7						
18								
19		17						
20		2						
21								
22		2						
23	3	28						
24				1				
25	1	1						
26	1	6						
27	2	19		2				
28		3		1				
29	2	1	2	1	1			
30	1	3	8	2				
31	3	30	1	2	1			
32		1	1	8	2			
33	1	2	1		3			
34		8	8	1	3	1		
35		15		4	3	2		
36		4	1	10	4			
37	1	1	2	1	5			
38		1	5	2	1	1		
39	1	9	2	1	4	5		
40	1	5	1	5	2	3		
41	1	3	1	1	3	1		
42			4	2	3	1	1	
43	1	7	1	3	6	6	1	
44		1	1	7	5	2		
45	1	2	1	1	3	1		
46		3	7	1	1	2		
47		1	1	1	6	2		
48	1	3	2	2				
49	2	2		2	8	3		
50		8			1	2		
51		3		1	1	4		
52		1			4	3		
53		3		2	2	6		
54			3		1	4		
55		1			2	7		
56		1			2	2		
57						2		
58					1	3		
59	1	2			2	8		
60		1			3	2		
61					1	2		
62		1			1	4		
63	1					4		
64					1	6		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65					1	12			
66	1				1	7			
67		1				18			
68						9			
69						11			
70						3			
71						5			
72						6			
73					1	49			
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		2							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 26	人 228	人 53	人 64	人 89	人 209	人 2	人 1	人 672
級別構成比	% 3.9	% 33.9	% 7.9	% 9.5	% 13.3	% 31.1	% 0.3	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 196,469	円 227,486	円 275,960	円 306,983	円 363,501	円 420,874	円 446,029	円 470,928	円 316,853
平均年齢	歳 26.8	歳 29.6	歳 34.5	歳 36.6	歳 42.1	歳 52.2	歳 59.0	歳 X	歳 39.4

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 准看護師	2級 保健師・看護師	3級 主任保健師・ 主任看護師	4級 主査	5級 副主幹	6級 課長	7級 課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		6					
18							
19							
20							
21							
22							
23		3					
24							
25							
26							
27		8					
28							
29		1					
30			2				
31							
32			1				
33		3					
34		1	1	1			
35		2		1			
36							
37		1					
38		2	1				
39		3					
40				2			
41							
42		1	1				
43		8					
44							
45				1			
46		2	2	2			
47		5					
48							
49		2	1				
50		3					
51		2		1			
52		2		3			
53							
54		1	1				
55		2		1		4	
56				2	1		
57				2	1	1	
58		2			1	1	
59		2		1	1	2	
60		1		1	2		
61		1	1			1	
62					1	2	
63		1		1	2		
64					1		
65							
66					3		
67					1		
68					3		
69		1			3		
70					2		
71					3		
72					2		
73		1			3		
74				2	1		
75		1			3		
76				2	1		
77					3		
78					4		
79		1					
80					1		
81					1		
82					3		
83					1		
84							

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86					1			
87					2			
88					2			
89								
90					2			
91					1			
92					2			
93					15			
94								
95								
96								
97		1						
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109		1						
110		1						
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145		1						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人
級別構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	-	73	11	23	72	11	-	190
	-	38.4	5.8	12.1	37.9	5.8	-	100.0
	-	251,229	289,636	334,243	395,070	438,242	-	328,837
	-	31.2	34.6	40.5	50.6	54.9	-	41.3

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 航海士・機関士	2級 一等航海士・ 一等機関士	3級 一等航海士・ 一等機関士	4級 船長・機関長	5級 船長・機関長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	2				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1				
24		1			
25					
26			1		
27	1			2	
28					
29			1		
30				1	
31				1	
32		1			
33	1				
34					
35					
36					
37					
38				1	
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46				1	
47			1	1	
48					
49					
50					
51				1	
52					
53				2	
54					
55					
56				1	
57					
58				1	
59					
60					
61					1
62					
63			1	1	
64					1

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
65						
66			1		1	
67				1		
68				2		
69						
70				2		
71				1		
72						
73						
74						
75						
76				1		
77						
78				1		
79						
80						
81				1		
82						
83				1		
84						
85						
86				1		
87						
88						
89				5		
90						
91						
92						
93						
94			1			
95			1			
96						
97						
98						
99						
100						
101						
						全 級
人 員 計	人 5	人 2	人 8	人 29	人 3	人 47
級 別 構 成 比	% 10.6	% 4.3	% 17.0	% 61.7	% 6.4	% 100.0
平均給料月額	円 210,080	円 267,700	円 354,773	円 422,263	円 454,200	円 383,664
平均年齢	歳 21.8	歳 29.5	歳 41.3	歳 48.1	歳 56.3	歳 43.9

# 福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		5				
18						
19						
20						
21	1					
22						
23	3	1				
24						
25	3		1			
26			2			
27	1					
28	2					
29	1	1				
30						
31	2	2				
32				1		
33	1	1				
34				1		
35	5	1	2			
36	2	2	1			
37		2	1			
38	1				1	
39	1	2	1			
40		2				
41		1				
42	1	2				
43	3	3				
44	1	1				
45		3				
46	1	1	1		2	
47	2				1	
48	1	4				
49		2				
50	1	1	1			
51						
52						
53						
54						
55					2	
56	1	1			1	
57	1					
58					3	
59					2	
60					2	
61	2					
62					1	
63						
64						
65					1	
66						
67						
68					1	
69	1				1	
70					1	
71					1	
72						1
73						
74					2	
75					1	
76						
77	1					2
78						
79						
80						



職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
81	人	人	人	人	人	人	
82				1			
83	1						
84							
85							
86				3			
87							
88							
89				1			
90							
91							
92				2			
93							
94							
95				1			
96							
97				16			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人 員 計	人 41	人 38	人 11	人 48	人 3	人 -	人 141
級 別 構 成 比	% 29.1	% 27.0	% 7.8	% 34.0	% 2.1	% -	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 204,902	円 262,076	円 307,355	円 392,551	円 424,622	円 -	円 296,859
平 均 年 齢	歳 27.6	歳 32.8	歳 38.8	歳 50.3	歳 55.7	歳 -	歳 38.1

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成25年人事統計に関する報告)

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	11			3	7	1					
	医療職給料表(二)	1				1						
	海事職給料表	1				1						
教育職員	教育職給料表(二)	398	2	396								
警察官	公安職給料表	14				3	5	6				
給 料 表 計		425										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給 料 表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	548			23	217	308					
	研究職給料表	24			2	22						
	医療職給料表(二)	23				1	8	14				
	医療職給料表(三)	8			1	5	2					
	海事職給料表	1				1						
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(二)	903		903								
警察官	公安職給料表	1							1			
給 料 表 計		1,509										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										



# 民間給与関係

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成25年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	325	69	48	51	109	48
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	20	8	4	1	5	2
製造業	111	13	15	24	40	19
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	72	20	7	11	24	10
卸売業、小売業	37	11	7	7	11	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	18	7	1	1	8	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	67	10	14	7	21	15

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所374所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所9所を除いた365所に占める調査完了事業所325所の割合(調査完了率)は、89.0%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第11表 民間における初任給の改定状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

学歴	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	27.4	(7.3)	(91.7)	(1.0)	72.6
高校卒	14.4	(6.1)	(93.9)	—	85.6

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別初任給

(平成25年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	197,566 円
	短 大 卒	179,790
	高 校 卒	160,012
新 卒 事 務 員	大 学 卒	196,061
	短 大 卒	177,116
	高 校 卒	157,777
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,519
	短 大 卒	※ 188,054
	高 校 卒	163,336
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 209,458
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 200,400
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 226,099
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 217,557
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成22年3月大学卒業後、平成22年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成25年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 民間における家族手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,681 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,753
配 偶 者 と 子 2 人	25,397

(注) 支給月額、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。  
備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第14表 民間における住宅手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	61.5 %
非 支 給	38.5
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の平均額	26,970 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項 目	支 給 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	367,964 円
	上半期 (A 2)	367,083 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	737,263 円
	上半期 (B 2)	718,058 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.00 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	1.96 月分
	年 間	3.96 月分

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。



第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
48.2 %	51.8 %	47.5 %	52.5 %	55.6 %	44.4 %

第17表 民間における給与改定の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	課長級		5.9 %	8.4 %	0.5 %
係員		8.8	9.5	0.2	81.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
課長級		81.7 %	38.4 %	66.6 %	39.6 %	18.3 %
係員		88.5	46.8	70.2	47.8	11.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		78.1 %	76.9 %	18.2 %	11.9 %	46.8 %	1.2 %	21.9 %
係員		86.1	84.4	19.8	12.7	51.9	1.7	13.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における雇用調整の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	5.5 %
転籍	1.6
希望退職者の募集	2.5
正社員の解雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.4
残業の規制	4.2
一時帰休・休業	2.5
ワークシェアリング	0.5
賃金カット	2.8
上記の項目のうちいずれかの雇用調整措置を実施している事業所の割合	14.6

- (注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。  
 2 項目については、複数回答である。

第21表 民間における賃金カット等の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
		%	%
課長級		3.1	7.1
係員		1.8	8.2

- (注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	7.8 %	7.8 %	9.2 %	9.2 %
30%	29.7	37.5	22.0	31.2
29%	-	37.5	-	31.2
28%	-	37.5	-	31.2
27%	2.0	39.5	2.6	33.8
26%	0.7	40.2	0.5	34.3
25%	59.8	100.0	65.7	100.0

第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 企業規模計

(平成25年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	39	50.9	709,975	18	709,957	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表その2企業 規模500人以 上、本表その3 企業規模100人 以上500人未満 及び本表その4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	27	50.2	768,120	27	768,093		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	11	51.3	592,938	0	592,938		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	34	51.3	708,152	2,395	705,757	{ 構成員50人以上 の工場長の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	27	50.7	718,653	2,784	715,869		
	短 大 卒	2	54.6	719,870	4,124	715,746		
	高 校 卒	5	53.2	655,183	0	655,183		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	393	52.6	622,394	286	622,108	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	289	52.3	640,807	305	640,502		
	短 大 卒	21	51.1	634,977	81	634,896		
	高 校 卒	81	54.0	562,000	281	561,719		
	中 学 卒	2	48.7	572,359	0	572,359		
	技 術 部 長	247	51.3	664,870	2,195	662,675	同 上	同 上
	大 学 卒	185	51.3	680,501	2,501	678,000		
	短 大 卒	24	50.3	637,679	890	636,789		
	高 校 卒	38	51.6	614,366	1,657	612,709		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	114	51.1	524,394	684	523,710	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級專 門職	同 上	
大 学 卒	78	50.5	532,013	161	531,852			
短 大 卒	7	53.7	492,684	2,231	490,453			
高 校 卒	29	52.1	511,257	1,754	509,503			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する給 与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	87	50.0	611,038	954	610,084	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	65	49.4	636,293	564	635,729		
	短 大 卒	2	47.5	498,335	0	498,335		
	高 校 卒	19	51.9	555,569	2,325	553,244		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	852	47.6	536,985	7,382	529,603	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	572	46.7	556,612	6,738	549,874		
	短 大 卒	66	47.5	485,895	4,842	481,053		
	高 校 卒	210	50.0	499,355	9,232	490,123		
	中 学 卒	4	48.1	505,285	37,876	467,409		
	技術課長	680	47.2	565,115	2,930	562,185	同 上	同 上
	大 学 卒	473	46.4	578,539	1,696	576,843		
	短 大 卒	59	48.8	537,731	6,755	530,976		
	高 校 卒	146	49.4	526,947	6,109	520,838		
	中 学 卒	2	50.5	369,870	0	369,870		
	事務課長代理	303	46.5	500,180	39,624	460,556	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職	同 上
	大 学 卒	181	44.2	534,597	48,202	486,395		
	短 大 卒	28	47.4	462,995	22,573	440,422		
	高 校 卒	94	50.1	452,059	30,232	421,827		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	176	40.1	521,955	53,700	468,255	同 上	同 上	
大 学 卒	137	38.6	529,930	53,337	476,593			
短 大 卒	18	44.5	498,399	58,514	439,885			
高 校 卒	21	48.1	478,373	52,863	425,510			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	1,000	45.7	447,062	47,484	399,578	{ 係の長及び係長級 専門職	{ 本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	408	41.9	436,306	45,843	390,463		
	短大卒	108	43.0	414,063	38,832	375,231		
	高校卒	479	48.7	460,816	50,197	410,619		
	中学卒	5	50.7	478,588	62,212	416,376		
	技術係長	553	43.4	475,901	60,233	415,668	同 上	同 上
	大学卒	281	41.4	477,543	58,583	418,960		
	短大卒	67	43.0	451,192	50,466	400,726		
	高校卒	205	46.3	482,116	66,013	416,103		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	626	40.2	374,496	37,956	336,540		
	大学卒	277	36.8	385,727	39,523	346,204		
	短大卒	113	39.7	342,656	30,123	312,533		
	高校卒	232	44.3	376,679	40,020	336,659		
	中学卒	4	49.0	432,956	42,795	390,161		
	技術主任	619	42.7	465,999	60,418	405,581		
	大学卒	286	39.9	465,875	62,518	403,357		
	短大卒	86	41.8	434,776	53,038	381,738		
高校卒	246	47.5	478,013	59,594	418,419			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	3,372	35.5	306,316	36,181	270,135	同 上		
大学卒	1,526	31.3	313,788	42,328	271,460			
短大卒	561	36.1	283,395	27,762	255,633			
高校卒	1,270	39.9	306,310	32,672	273,638			
中学卒	15	51.4	360,838	26,056	334,782			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,177	33.6	353,273	61,951	291,322		{ 本表その2企業規模500人以上、 本表その3企業規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,281	31.5	356,342	66,903	289,439		
	短大卒	198	33.5	324,059	47,069	276,990		
	高校卒	690	37.1	355,608	57,549	298,059		
	中学卒	8	40.2	329,512	25,759	303,753		
研究関係職種	研究所長	2	50.0	865,290	0	865,290	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	56	50.6	670,115	3,169	666,946		
	研究室（係）長	59	46.1	544,623	11,742	532,881		
	主任研究員	220	43.3	505,910	34,627	471,283		
	研究員	283	33.7	365,262	40,183	325,079		
研究補助員	35	37.1	311,525	28,676	282,849			
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	55.0	2,047,980	117,000	1,930,980		
	医科長	14	53.2	1,577,648	75,466	1,502,182		
	医師	13	47.9	1,080,335	19,146	1,061,189		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	4	49.5	486,105	2,332	483,773		
	薬剤師	51	33.8	342,085	34,012	308,073		
	診療放射線技師	40	35.8	360,163	30,574	329,589		
	臨床検査技師	45	36.4	318,537	25,549	292,988		
	栄養士	25	34.5	257,793	16,508	241,285		
	理学療法士	50	31.2	324,213	15,407	308,806		
	作業療法士	32	29.2	283,961	15,516	268,445		
	総看護師長	4	50.7	490,227	6,396	483,831		
看護師長	58	47.3	439,184	34,531	404,653			
看護師	154	37.0	350,945	58,557	292,388			
准看護師	94	46.6	332,506	49,098	283,408			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	61.0	817,105	0	817,105	
	大 学 教 授	76	59.2	734,374	4,816	729,558	
	大 学 准 教 授	55	48.4	585,325	2,510	582,815	
	大 学 講 師	48	41.2	486,849	0	486,849	
	大 学 助 教	23	34.2	443,360	6,000	437,360	
	大 学 助 手	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 校 長	3	62.7	925,087	0	925,087	
	高 等 学 校 教 頭	7	57.9	738,844	0	738,844	
	高 等 学 校 教 諭	87	42.1	521,979	21	521,958	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。  電話交換手については、見習、外国 語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	11	50.8	343,326	87,698	255,628	
	守衛・警備員	12	43.4	337,574	56,297	281,277	
	用 務 員	4	49.1	294,245	23,366	270,879	



その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する給 与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	38	50.8	716,476	19	716,457	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	27	50.2	768,120	27	768,093		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	10	51.0	602,663	0	602,663		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	29	50.6	728,258	2,865	725,393	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	24	50.1	734,464	3,120	731,344		
	短 大 卒	2	54.6	719,870	4,124	715,746		
	高 校 卒	3	51.7	685,003	0	685,003		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	214	51.3	672,079	464	671,615	{ 2課以上又は構成 員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	176	51.0	679,233	385	678,848		
	短 大 卒	7	51.3	655,508	283	655,225		
	高 校 卒	30	52.9	632,843	1,013	631,830		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	203	51.3	687,571	2,321	685,250	同 上	同 上
	大 学 卒	158	51.4	699,420	2,977	696,443		
	短 大 卒	22	50.4	645,497	582	644,915		
	高 校 卒	23	51.7	655,073	0	655,073		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	43	49.1	578,808	101	578,707	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	29	48.4	586,234	143	586,091			
短 大 卒	4	52.9	541,442	0	541,442			
高 校 卒	10	49.7	569,072	0	569,072			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	74	50.3	644,493	503	643,990	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職 9級、10級
	大 学 卒	60	49.2	655,308	632	654,676		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	13	54.4	615,755	0	615,755		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	622	47.2	561,504	8,938	552,566	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	450	46.3	576,332	7,537	568,795		
	短 大 卒	35	46.7	506,224	9,411	496,813		
	高 校 卒	134	50.8	524,044	12,663	511,381		
	中 学 卒	3	45.6	488,221	51,754	436,467		
	技術課長	557	47.1	576,977	2,863	574,114	同 上	同 上
	大 学 卒	409	46.3	586,533	1,813	584,720		
	短 大 卒	46	49.8	547,043	6,578	540,465		
	高 校 卒	102	49.6	544,596	6,188	538,408		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	214	46.9	542,821	45,657	497,164	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	137	44.9	566,254	47,452	518,802		
	短 大 卒	14	46.0	500,210	39,163	461,047		
	高 校 卒	63	51.9	499,997	43,188	456,809		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	107	40.5	541,898	48,873	493,025	同 上	同 上	
大 学 卒	80	38.9	553,522	50,092	503,430			
短 大 卒	17	45.0	499,711	55,976	443,735			
高 校 卒	10	49.7	496,484	25,501	470,983			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	702	46.8	477,777	54,560	423,217	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級	
	大学卒	276	42.7	468,098	49,907	418,191			
	短大卒	62	42.7	449,343	47,784	401,559			
	高校卒	361	49.9	487,366	58,093	429,273			
	中学卒	3	56.1	535,159	84,153	451,006			
	技術係長	399	43.8	505,298	65,043	440,255	同 上	同 上	
	大学卒	195	41.6	511,054	64,198	446,856			
	短大卒	38	44.2	498,116	55,612	442,504			
	高校卒	166	46.5	499,818	68,552	431,266			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	事務主任	341	40.0	408,489	50,862	357,627			行政職 2級（一部は3 級、4級）
	大学卒	150	36.7	416,677	49,391	367,286			
	短大卒	60	38.4	341,322	41,173	300,149			
	高校卒	128	44.0	428,230	57,264	370,966			
	中学卒	3	54.1	478,249	36,348	441,901			
	技術主任	431	44.0	485,700	57,398	428,302	同 上		
	大学卒	200	40.9	484,058	59,497	424,561			
短大卒	40	45.2	459,462	43,122	416,340				
高校卒	190	48.7	495,073	57,402	437,671				
中学卒	X	X	X	X	X				
事務係員	2,161	35.2	321,986	44,556	277,430	行政職 1級			
大学卒	1,028	30.3	322,971	50,910	272,061				
短大卒	350	35.7	294,857	33,320	261,537				
高校卒	776	41.4	332,379	41,193	291,186				
中学卒	7	52.9	330,569	10,597	319,972				

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,512	33.6	359,698	66,079	293,619		行政職 1級
	大学卒	894	31.6	366,829	73,891	292,938		
	短大卒	135	33.7	322,033	47,642	274,391		
	高校卒	479	36.9	357,004	57,512	299,492		
	中学卒	4	49.2	328,803	0	328,803		
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	50.0	865,290	0	865,290	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	54	50.6	666,564	3,236	663,328		
	研究室（係）長	51	46.0	549,137	12,510	536,627		
	主任研究員	199	43.4	507,610	33,034	474,576		
	研究員	251	33.8	369,073	40,406	328,667		
	研究補助員	35	37.1	311,525	28,676	282,849		
医 療 関 係 職 種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	55.0	2,047,980	117,000	1,930,980		
	医科長	14	53.2	1,577,648	75,466	1,502,182		
	医師	9	47.4	1,066,338	23,333	1,043,005		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	4	49.5	486,105	2,332	483,773		
	薬剤師	39	32.8	342,526	35,514	307,012		
	診療放射線技師	32	35.3	357,520	32,747	324,773		
	臨床検査技師	33	34.4	317,380	27,812	289,568		
	栄養士	9	31.2	238,776	6,708	232,068		
	理学療法士	45	30.7	322,820	15,744	307,076		
	作業療法士	32	29.2	283,961	15,516	268,445		
	総看護師長	3	50.0	488,506	7,651	480,855		
看護師長	41	47.8	445,861	36,535	409,326			
看護師	100	35.8	350,513	60,152	290,361			
准看護師	48	45.9	336,798	46,478	290,320			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
	大学学部長	—	—	—	—	—	
教	大学教授	18	57.6	788,254	0	788,254	
育	大学准教授	15	52.9	638,743	0	638,743	
関	大学講師	21	46.7	530,532	0	530,532	
係	大学助教	23	34.2	443,360	6,000	437,360	
職	大学助手	X	X	X	X	X	
種	高等学校校長	2	62.5	966,200	0	966,200	
	高等学校教頭	3	57.7	835,300	0	835,300	
	高等学校教諭	42	38.6	547,444	45	547,399	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。  電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	10	51.2	335,691	83,330	252,361	
	守衛・警備員	4	40.5	297,067	74,627	222,440	
	用 務 員	3	42.7	365,813	40,386	325,427	

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	54.1	633,100	642	632,458	{ 構成員50人以上 の工場(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	3	53.7	637,848	1,067	636,781		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	54.6	625,908	0	625,908		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	135	53.4	588,933	140	588,793	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	87	53.7	607,167	220	606,947		
	短 大 卒	12	50.5	647,830	0	647,830		
	高 校 卒	35	54.0	535,549	0	535,549		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	31	50.9	618,643	438	618,205	同 上	同 上
	大 学 卒	21	50.4	618,951	255	618,696		
	短 大 卒	2	49.8	558,722	3,995	554,727		
	高 校 卒	8	52.7	633,906	0	633,906		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	49	52.9	490,801	1,093	489,708	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	29	52.4	487,917	249	487,668			
短 大 卒	3	54.0	470,513	3,245	467,268			
高 校 卒	17	53.7	501,354	2,200	499,154			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	9	50.9	475,019	0	475,019	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	4	50.5	468,975	0	468,975		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	52.4	478,987	0	478,987		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	191	48.4	489,479	3,300	486,179	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	101	48.0	499,570	3,778	495,792		
	短 大 卒	26	48.8	486,037	600	485,437		
	高 校 卒	63	48.8	474,408	3,634	470,774		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	100	48.3	508,025	3,676	504,349	同 上	同 上
	大 学 卒	49	47.4	524,983	848	524,135		
	短 大 卒	12	43.7	487,229	8,369	478,860		
	高 校 卒	37	50.6	502,036	5,816	496,220		
	中 学 卒	2	50.5	369,870	0	369,870		
	事務課長代理	69	45.9	449,556	33,694	415,862	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	33	42.7	491,475	57,176	434,299		
	短 大 卒	10	49.4	452,871	13,182	439,689		
	高 校 卒	26	48.2	403,111	15,933	387,178		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	68	39.4	497,877	60,509	437,368	同 上	同 上	
大 学 卒	56	38.2	503,703	57,795	445,908			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	11	47.0	464,485	73,843	390,642			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	259	43.1	383,413	31,105	352,308	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級	
	大学卒	115	40.4	381,995	37,776	344,219			
	短大卒	39	43.8	373,234	26,191	347,043			
	高校卒	103	45.5	388,072	26,525	361,547			
	中学卒	2	41.5	382,723	25,032	357,691			
	技術係長	116	42.0	390,577	42,657	347,920	同 上	同 上	
	大学卒	66	40.2	389,685	41,985	347,700			
	短大卒	21	40.4	366,525	39,688	326,837			
	高校卒	29	46.7	408,471	46,071	362,400			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	事務主任	239	40.5	351,819	25,521	326,298			行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	114	36.9	363,170	27,417	335,753			
	短大卒	39	40.4	352,610	21,492	331,118			
	高校卒	85	45.2	337,272	24,800	312,472			
	中学卒	X	X	X	X	X			
	技術主任	161	37.3	411,609	77,589	334,020	同 上	同 上	
	大学卒	76	34.9	398,584	83,550	315,034			
短大卒	45	37.6	407,536	66,262	341,274				
高校卒	40	41.5	439,775	79,229	360,546				
中学卒	—	—	—	—	—				
事務係員	965	35.9	281,923	20,940	260,983	行政職 1級			
大学卒	421	32.9	295,140	24,326	270,814				
短大卒	164	37.0	264,351	18,014	246,337				
高校卒	374	38.2	273,545	18,882	254,663				
中学卒	6	51.1	357,216	12,525	344,691				



その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	562	33.8	341,511	54,642	286,869		行政職 1級
	大学卒	321	31.3	329,245	50,309	278,936		
	短大卒	50	32.6	340,515	51,319	289,196		
	高校卒	189	38.1	360,267	61,959	298,308		
	中学卒	2	29.9	356,770	56,998	299,772		
研 究 関 係 職 種	研究所長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	2	50.6	809,674	551	809,123		
	研究室（係）長	8	46.3	519,386	7,449	511,937		
	主任研究員	21	40.5	475,296	63,327	411,969		
	研究員	32	31.7	302,151	36,501	265,650		
研究補助員	—	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	4	50.0	1,144,327	0	1,144,327		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	—	—	—	—	—		
	薬剤師	12	38.9	339,869	26,457	313,412		
	診療放射線技師	8	41.6	389,034	6,841	382,193		
	臨床検査技師	12	49.2	326,034	10,881	315,153		
	栄養士	15	36.9	263,724	17,488	246,236		
	理学療法士	4	33.8	333,350	12,950	320,400		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総看護師長	X	X	X	X	X		部下に看護師長5人以上
看護師長	15	41.6	388,145	30,370	357,775	部下に看護師又は准看護師5人以上		
看護師	48	44.4	356,687	45,432	311,255			
准看護師	35	47.7	318,505	44,161	274,344			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	61.0	817,105	0	817,105	
	大 学 教 授	58	59.5	726,999	5,475	721,524	
	大 学 准 教 授	40	47.5	574,320	3,027	571,293	
	大 学 講 師	27	37.2	454,039	0	454,039	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	58.0	666,502	0	666,502	
	高 等 学 校 教 諭	45	45.2	499,824	0	499,824	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。  電話交換手については、見習、外国 語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛 ・ 警 備 員	7	41.1	386,969	57,704	329,265	
	用 務 員	X	X	X	X	X	

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	44	54.2	555,756	126	555,630	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	26	53.6	571,612	207	571,405		
	短 大 卒	2	53.5	516,092	0	516,092		
	高 校 卒	16	55.4	533,124	0	533,124		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	13	51.8	485,808	4,338	481,470	同 上	同 上
	大 学 卒	6	53.5	494,242	0	494,242		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	7	50.4	478,721	7,984	470,737			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	22	48.1	559,424	161	559,263	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級專 門職	同 上	
大 学 卒	20	48.7	569,357	0	569,357			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	2	40.5	444,377	2,027	442,350			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	4	44.0	448,111	8,703	439,408	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 6級、7級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	39.4	392,142	16,523	375,619		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	39	47.8	431,157	5,837	425,320	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	21	47.6	453,937	5,619	448,318		
	短 大 卒	5	45.8	373,248	100	373,148		
	高 校 卒	13	48.9	416,630	8,396	408,234		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	23	45.0	440,380	2,071	438,309	同 上	同 上
	大 学 卒	15	46.5	450,058	0	450,058		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	7	41.7	408,320	6,387	401,933		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	20	45.1	401,536	20,407	381,129	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職	行政職 4級
	大 学 卒	11	44.0	406,121	23,711	382,410		
	短 大 卒	4	44.3	397,087	9,085	388,002		
	高 校 卒	5	48.1	395,289	22,118	373,171		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	X	X	X	X	X	同 上	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	39	42.7	359,729	39,890	319,839	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	17	41.9	366,656	44,640	322,016		
	短大卒	7	40.7	341,439	33,839	307,600		
	高校卒	15	44.6	360,198	37,229	322,969		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	38	43.1	419,308	61,651	357,657	同 上	同 上
	大学卒	20	43.4	419,661	54,733	364,928		
	短大卒	8	43.1	420,598	50,702	369,896		
	高校卒	10	42.8	417,466	85,593	331,873		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	46	39.8	312,847	37,735	275,112		
	大学卒	13	35.8	329,576	69,967	259,609		
	短大卒	14	41.5	311,265	24,137	287,128		
	高校卒	19	41.3	302,706	26,003	276,703		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	27	45.6	359,483	22,586	336,897		
	大学卒	10	42.3	369,173	2,306	366,867		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	16	47.6	357,171	36,477	320,694		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	246	36.0	279,101	31,232	247,869	行政職 1級		
大学卒	77	34.6	301,247	33,952	267,295			
短大卒	47	35.8	271,659	23,913	247,746			
高校卒	120	36.7	264,655	30,520	234,135			
中学卒	2	49.0	451,076	128,886	322,190			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	103	32.7	297,474	24,357	273,117		行政職 1級
	大学卒	66	32.1	315,712	30,978	284,734		
	短大卒	13	35.3	280,705	20,259	260,446		
	高校卒	22	32.3	254,514	6,952	247,562		
	中学卒	2	38.5	285,552	27,404	258,148		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上  部下に薬剤師2人以上  部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副 院 長	—	—	—	—	—		
	医 科 長	—	—	—	—	—		
	医 師	—	—	—	—	—		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	薬 局 長	—	—	—	—	—		
	薬 剤 師	—	—	—	—	—		
	診療放射線技師	—	—	—	—	—		
	臨床検査技師	—	—	—	—	—		
	栄 養 士	X	X	X	X	X		
	理学療法士	X	X	X	X	X		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総 看 護 師 長	—	—	—	—	—		
看 護 師 長	2	50.0	428,080	400	427,680			
看 護 師	6	39.8	335,280	71,867	263,413			
准 看 護 師	11	47.8	342,576	79,364	263,212			
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。  電話交換手については、見習、外国 語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛 ・ 警 備 員	X	X	X	X	X		
	用 務 員	—	—	—	—	—		

第24表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い  
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	1.3%	3.8%	83.3%	11.6%
年間給与	1.8	3.9	82.7	11.6

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ。)

第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い  
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	4.2%	0.9%	75.4%	19.5%
年間給与	3.6	0.9	75.8	19.7

第26表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い  
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
39.3%	(85.8)%	(12.9)%	(1.3)%	60.7%

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ( )内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。





# 職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,001 円	390,646 円	355 円 ( 0.09 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 平成25年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成25年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成25年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第28表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,510 <sup>円</sup>	33,750 <sup>円</sup>	47,680 <sup>円</sup>	61,610 <sup>円</sup>	75,530 <sup>円</sup>
住居関係費	39,800	41,970	37,810	33,640	29,480
被服・履物費	4,720	4,710	8,170	11,640	15,100
雑費Ⅰ	24,550	42,670	54,520	66,370	78,230
雑費Ⅱ	10,670	30,120	31,970	33,810	35,660
計	109,250	153,220	180,150	207,070	234,000

# 勞 働 經 濟 指 標

第29表 労働経済指標

年 月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数(調査 産業計)	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業 率(季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
			(%)	(%)		(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)
平成 23年度	0.3	△ 0.2	0.68	0.55	4.5	291.7	0.0	266.9	1.0	267.6	0.1	247.0	1.0	24.1	19.9
24年度	1.2	△ 0.3	0.82	0.67	4.3	289.2	△ 0.1	264.2	△ 2.6	265.4	△ 0.2	241.6	△ 3.7	23.8	22.6
平成 24年 4月		△ 0.2	0.79	0.63	4.5	293.0	0.8	267.0	△ 2.1	268.1	0.3	243.5	△ 3.2	24.9	23.5
5月	△ 0.3	0.0	0.80	0.65	4.4	289.0	1.1	267.0	0.3	265.2	0.6	244.3	△ 1.2	23.8	22.7
6月		△ 0.1	0.81	0.67	4.3	290.4	0.2	264.6	△ 1.6	266.6	△ 0.1	242.6	△ 2.9	23.8	22.0
7月		△ 0.3	0.81	0.69	4.3	289.5	0.1	258.6	△ 5.5	266.0	0.0	237.0	△ 7.1	23.5	21.7
8月	△ 0.9	△ 0.4	0.81	0.68	4.2	288.2	0.2	260.2	△ 4.2	265.0	0.2	238.4	△ 6.0	23.2	21.8
9月		△ 0.5	0.81	0.66	4.3	288.4	△ 0.3	261.8	△ 3.3	265.6	△ 0.2	241.4	△ 4.1	22.8	20.4
10月		△ 0.2	0.81	0.68	4.2	289.6	△ 0.5	264.7	△ 4.6	266.1	△ 0.1	241.9	△ 6.3	23.5	22.8
11月	0.3	△ 0.6	0.82	0.68	4.2	289.5	△ 0.3	264.3	△ 3.3	265.5	△ 0.1	242.0	△ 4.5	24.1	22.3
12月		△ 0.2	0.83	0.69	4.3	289.4	△ 0.4	264.6	△ 3.2	265.0	△ 0.2	241.1	△ 4.6	24.4	23.5
25年 1月		△ 0.6	0.85	0.67	4.2	285.8	△ 0.6	265.2	△ 1.5	262.2	△ 0.5	241.0	△ 2.3	23.6	24.2
2月	1.0	△ 0.8	0.85	0.66	4.3	287.9	△ 0.8	264.8	△ 1.3	264.0	△ 0.6	241.7	△ 1.7	23.9	23.1
3月		△ 0.7	0.86	0.66	4.1	289.5	△ 1.1	267.7	△ 0.2	265.0	△ 1.0	244.1	△ 0.5	24.5	23.6
4月		△ 0.4	0.89	0.66	4.1	292.8	△ 0.1	272.1	2.0	267.8	△ 0.1	248.7	2.0	25.1	23.4
5月	0.9	△ 0.3	0.90	0.70	4.1	288.4	△ 0.2	263.7	△ 1.2	264.4	△ 0.4	242.0	△ 0.9	23.9	21.7
6月		△ 0.1	0.92	0.73	3.9	289.3	△ 0.4	264.7	0.0	265.2	△ 0.6	241.4	△ 0.5	24.1	23.3

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

なお、⑤、⑥のうち千葉県の前年度比については、平成22年度基準の指数をもとに千葉県人事委員会で算定した。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成23年度、平成24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、平成24暦年の数値である。

4 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1)④は、平成23年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。

(2)⑩は、平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.8	144.3	12.0	11.0	283.0	△ 2.5	308.8	△ 3.0	293.1	△ 1.9	307.0	△ 6.0	△ 0.1	△ 0.3	1.4
149.5	142.7	12.1	11.6	286.2	1.1	313.9	1.6	260.2	△ 11.2	286.7	△ 6.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
153.6	147.1	12.7	12.6	301.9	3.2	339.1	4.4	290.9	4.3	291.1	△ 5.7	0.4	0.1	△ 0.7
148.3	145.3	12.1	12.3	287.9	4.3	304.7	1.2	251.0	0.9	277.6	4.0	0.2	△ 0.1	△ 0.9
154.9	146.7	12.0	11.1	269.8	1.5	292.9	2.4	240.1	△ 12.0	266.4	△ 11.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.5
153.2	145.1	12.0	11.2	283.3	1.2	312.6	1.0	254.8	△ 9.6	302.9	△ 9.3	△ 0.4	△ 0.9	△ 2.3
148.4	142.1	11.6	10.7	286.0	1.4	310.6	0.5	252.0	△ 12.2	292.3	△ 3.7	△ 0.4	△ 0.8	△ 2.0
148.1	140.5	11.8	11.1	266.7	△ 1.2	299.8	0.3	232.6	△ 17.2	268.8	△ 17.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.5
152.5	144.7	12.1	11.3	284.2	△ 0.5	315.2	0.3	264.4	△ 23.9	292.2	△ 11.8	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.1
155.3	146.6	12.2	11.3	273.8	0.1	300.2	1.7	242.2	△ 24.5	245.6	△ 15.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.1
148.6	142.2	12.6	12.4	325.5	△ 0.8	359.5	2.1	290.8	△ 23.2	296.0	△ 25.8	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.7
139.1	135.0	11.7	11.6	288.9	2.1	321.1	3.8	312.5	10.2	314.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4
145.4	137.7	11.9	11.3	268.1	0.1	298.7	2.0	250.4	0.7	292.8	4.5	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1
146.7	139.8	12.5	12.3	316.2	4.1	351.0	6.5	271.7	0.0	310.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5
154.0	147.8	12.7	12.0	304.4	0.8	340.4	0.4	286.9	△ 1.4	312.2	7.2	△ 0.7	△ 0.6	0.1
149.3	143.2	12.1	11.5	282.4	△ 1.9	307.9	1.1	311.3	24.0	383.7	38.2	△ 0.3	△ 0.4	0.5
152.1	143.2	12.1	11.0	269.4	△ 0.1	296.5	1.2	252.0	4.9	284.4	6.7	0.2	0.2	1.2

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

で補完することにより、全国結果が推計されている。





# 人 事 院 報 告

給与等に関する報告の骨子

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
  - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
  - ・ 減額前の較差（0.02%）が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約 12,500 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を实地調査（完了率 88.6%）

\* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較  
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- |  |           |             |                     |           |             |       |           |  |
|--|-----------|-------------|---------------------|-----------|-------------|-------|-----------|--|
| ○ 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前）   | 76 円      | 0.02%       |                     |           |             |       |           |  |
| （給与減額支給措置による減額後）   | 29,282 円  | 7.78%       |                     |           |             |       |           |  |
| <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">行政職俸給表(一)…現行給与（減額前）</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">405,463 円</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">平均年齢 43.1 歳</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">（減額後）</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">376,257 円</td> <td></td> </tr> </table> |           |             | 行政職俸給表(一)…現行給与（減額前） | 405,463 円 | 平均年齢 43.1 歳 | （減額後） | 376,257 円 |  |
| 行政職俸給表(一)…現行給与（減額前）  | 405,463 円 | 平均年齢 43.1 歳 |                     |           |             |       |           |  |
| （減額後）  | 376,257 円 |             |                     |           |             |       |           |  |

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
  - \* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行 3.95 月（減額前））は、民間の支給割合（3.95 月）と均衡しており、改定は行わない
  - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案  
（参考）減額後の公務の支給月数 3.56 月分相当

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから 8 年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
  - \* 民間賃金水準の低い全国 1/4 の 12 県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に 2 ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50 歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
  - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映  
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
  - ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方  
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
  - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

#### \* 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成 26 年 4 月 1 日の昇給回復は、45 歳未満の職員を対象とし、最大 1 号俸上位の号俸に調整

### Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
  - ・ 職員に対する周知、希望聴取
  - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
  - ・ 再任用に関する苦情への対応
  - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
  - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
  - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

\* 年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられる平成 28 年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出（平成 23 年）に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

### Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成 26 年 4 月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

# 国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

## I 国家公務員制度改革についての基本認識

### 1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

### 2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

#### (1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

#### (2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

#### (3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

## II 人事行政上の諸課題への取組

### 1 能力・実績に基づく人事管理の推進

#### (1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

#### (2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

### 2 採用試験等の見直し

#### (1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成 27 年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

#### (2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成 27 年度試験日程等について検討。平成 26 年度試験日程の発表と合わせて周知

### 3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

#### (1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

#### (2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

## 一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

### 1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

### 2 配偶者帯同休業制度の概要

#### (1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者※と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

#### (2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

#### (3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

#### (4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

#### (5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業している職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

#### (6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

#### (7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

### 3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施





ちしよ